

# 第3次 男女共同 参画プラン とくしま

ひとりひとりが輝く  
社会をめざして



徳島市



## はじめに



本格的な少子高齢社会や人口減少社会の到来、さらには急激な社会経済情勢の変容など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況において、国では平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会の実現が重要課題として位置付けられています。なかでも人口減少の急速な進行が社会へ及ぼす影響は大きいと考え、女性をはじめとする多様な人材の活躍を喫緊の課題として、平成 28 年度から「女性活躍推進法」が完全実施されています。

本市では、平成 15 年に「男女共同参画プラン・とくしま」を策定、平成 23 年にはその改訂を行い、男女共同参画社会の実現に向け様々な施策を展開してまいりました。しかしながら、現行プランの計画期間の終了を迎えるにあたって、未だ解決しなければならない課題は数多く存在しています。

こうしたことから、これまでの取組みを継承しつつ、社会情勢の変化に伴う新たな課題にも対応するため、この度「第 3 次男女共同参画プラン・とくしま」を策定いたしました。本プランは、本市において「男女共同参画社会基本法」に基づく「男女共同参画基本計画」であるとともに、新たに「DV防止基本計画」及び「女性活躍推進計画」としても位置付けられるものです。

今後とも本プランを踏まえ、市民の皆様や事業者及び関係団体・諸機関等と連携・協働を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいりますので、皆様の一層のご理解・ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本プランの策定にあたり、貴重なご意見をいただきました徳島市男女共同参画プラン策定市民会議委員の皆様、市民意識調査にご協力いただきました市民の皆様をはじめ、関係各位に心から感謝申し上げます。

平成 29 年 3 月

徳島市長 遠藤 彰良

# 目次

|  |           |
|--|-----------|
| <b>第1章 プランの概要</b> .....                      | <b>1</b>  |
| 1 プラン策定の趣旨 .....                             | 1         |
| 2 プランの位置付け .....                             | 1         |
| 3 プランの期間 .....                               | 2         |
| 4 プラン改訂の基本的視点 .....                          | 2         |
| <b>第2章 プラン策定の背景</b> .....                    | <b>3</b>  |
| 1 世界の動き .....                                | 3         |
| 2 国の動き .....                                 | 4         |
| 3 徳島県の動き .....                               | 5         |
| 4 徳島市の動き .....                               | 5         |
| <b>第3章 プランの基本的な考え方</b> .....                 | <b>6</b>  |
| 1 プランの基本理念 .....                             | 6         |
| 2 プランの基本方向 .....                             | 6         |
| ☆ 第3次男女共同参画プランの施策体系 .....                    | 7         |
| <b>第4章 プランの内容</b> .....                      | <b>9</b>  |
| <b>基本方向 I 人権の尊重と男女平等の意識づくり</b> .....         | <b>10</b> |
| 基本目標 1 男女共同参画の視点に立った意識啓発 .....               | 14        |
| 基本目標 2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実 .....             | 16        |
| 基本目標 3 あらゆる暴力の根絶【DV防止基本計画】 .....             | 18        |
| 基本目標 4 相談体制の整備【DV防止基本計画】 .....               | 20        |
| <b>基本方向 II あらゆる分野への男女共同参画の推進</b> .....       | <b>21</b> |
| 基本目標 5 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大【女性活躍推進計画】 .....   | 23        |
| 基本目標 6 経済・産業分野等における男女共同参画の推進【女性活躍推進計画】 ..... | 25        |
| 基本目標 7 国際的視点に立った男女共同参画の推進 .....              | 26        |
| 基本目標 8 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立 .....            | 27        |
| <b>基本方向 III 男女がともに働きやすい環境づくり</b> .....       | <b>28</b> |
| 基本目標 9 就業の分野における男女共同参画の推進【女性活躍推進計画】 .....    | 33        |
| 基本目標 10 男女の職業生活と家庭生活の両立支援【女性活躍推進計画】 .....    | 34        |
| 基本目標 11 地域における男女共同参画の推進 .....                | 36        |
| <b>基本方向 IV 心豊かに暮らせるための生活環境づくり</b> .....      | <b>37</b> |
| 基本目標 12 高齢者・障害者等の福祉の充実 .....                 | 39        |
| 基本目標 13 生涯を通じた健康づくりの推進 .....                 | 41        |
| <b>第5章 プランの推進</b> .....                      | <b>42</b> |
| <b>男女共同参画実現のための仕組みづくり</b> .....              | <b>42</b> |
| 庁内の推進体制の充実 .....                             | 42        |
| 市民・関係団体等との協働の推進 .....                        | 42        |
| <b>指標と数値目標</b> .....                         | <b>43</b> |

参 考 資 料.....48

男女共同参画社会基本法 ..... 49  
配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する法律（DV防止法） ..... 54  
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法） ..... 65  
男女共同参画のあゆみ（世界・日本・徳島県・徳島市） ..... 74  
第3次徳島市男女共同参画プラン策定の経緯 ..... 77  
徳島市男女共同参画プラン策定市民会議設置要綱 ..... 78  
徳島市男女共同参画プラン策定市民会議委員名簿 ..... 80  
男女共同参画関連用語解説 ..... 81





# 第1章 プランの概要

## 1 プラン策定の趣旨

近年、本格的な少子高齢社会や人口減少社会の到来、さらには急激な社会経済情勢の変化などにより、人びとのライフスタイルや価値観が多様化し、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

中でも、人口減少の急速な進行は、地域の過疎化やコミュニティ機能の低下など、地域社会に大きな影響を及ぼすことが予想され、日本社会の持続的発展のためには潜在労働力として、女性をはじめとする多様な人材の活躍が喫緊の課題となっています。

このような状況の中、平成11年には「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会のあり方を決定する最重要課題として位置付けられました。

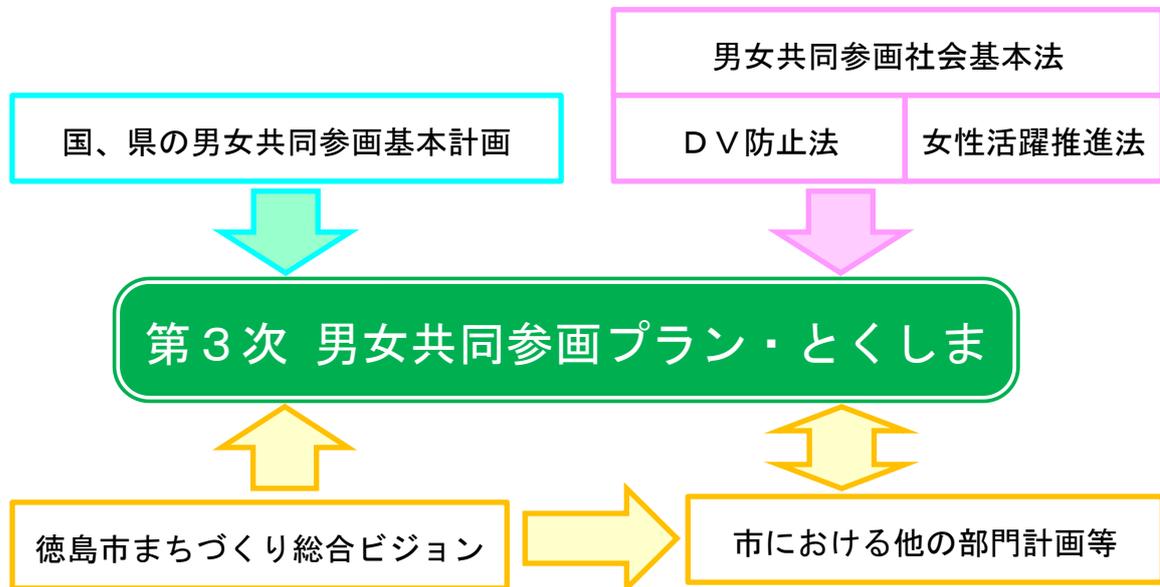
これに基づき、本市においては、平成15(2003)年3月に「男女共同参画プラン・とくしま～ひとりひとりが輝く社会をめざして～」、平成23(2011)年3月には同プラン改訂版(以下「前プラン」という。)を策定し、市民、事業所および団体などの協力を得て、家庭・学校・職場・地域など社会のあらゆる場において、男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな施策を展開してきました。

しかしながら、その実現のために解決しなければならない課題は、いまだ多く存在しています。このような状況のもと、前プランの計画期間が平成28(2016)年度で終了することから、これまでの本市の取り組みを継承しつつ、社会経済情勢の変化による新たな課題に対応しながら、引き続き男女共同参画社会の実現に向けての施策を総合的、計画的に推進するため、「第3次男女共同参画プラン・とくしま～ひとりひとりが輝く社会をめざして～」(以下「本プラン」という。)を策定しました。

## 2 プランの位置付け

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条に基づく、本市における男女共同参画社会形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した「男女共同参画基本計画」です。
- (2) 配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」という。)に基づく市町村基本計画【該当箇所：基本目標3・4】及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)に基づく市町村推進計画【該当箇所：基本目標5・6・9・10】の内容を含むことから、これらの計画としても位置付けます。

(3) 本市のまちづくりの指針となる「徳島市まちづくり総合ビジョン」との整合性を図りつつ、国及び県の男女共同参画基本計画を勘案し、他の個別計画等とも連携を図りながら、市の各分野の施策を男女共同参画の視点で横断的に捉えて、総合的に取組みを進めていきます。



3

プランの期間

本プランの計画期間は平成 29（2017）年度から平成 34（2022）年度までの6年間とします。

ただし、この間国内外の動きや社会情勢の変化等に伴い、必要に応じて見直しを行います。

4

プラン改訂の基本的視点

- (1) プランの改訂に際し、「基本理念」「基本方向」については、前プランを継承するとともに、「基本目標」「施策の方向」については、徳島市まちづくり総合ビジョン、国・県の「男女共同参画基本計画」や社会情勢等の変化を踏まえ、追加や一部見直しを行っています。
- (2) 施策の実効性を高めるため、すべての基本目標について指標を掲げ、目標値を設定しています。
- (3) 平成 26（2014）年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果、平成 28（2016）年度の「徳島市男女共同参画プラン策定市民会議」の提言等を踏まえ、市民の意見を尊重し策定しています。



## 第2章 プラン策定の背景

### 1 世界の動き

国際連合（以下「国連」）は、昭和 50（1975）年を「国際婦人年」と定め、その年、メキシコ・シティで国際婦人年世界会議（第 1 回世界女性会議）を開催し、各国が取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択され、昭和 51（1976）年から昭和 60（1985）年までを「国連婦人の 10 年」として、世界の国々に対し、女性の地位向上のための積極的な取組みを呼びかけました。

また中間年である昭和 54（1979）年には、国連総会において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」）が採択されました。

「国連婦人の 10 年」の最終年である昭和 60（1985）年には、第 3 回世界女性会議（ナイロビ世界会議）が開催され、「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択され、目標達成に向け、各国が実情に応じて効果的措置を講ずる上での長期的ガイドラインが設定されました。

平成 7（1995）年北京で開催された第 4 回世界女性会議では、女性の地位向上を目指す「北京宣言」と平成 12（2000）年までの 5 年間に取り組むべき優先課題を盛り込んだ「行動綱領」が採択されました。

平成 12（2000）年には、ニューヨークにおいて国連の特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、女性に対する暴力に対処する法律の整備や、平成 17（2005）年までに女性の差別的な条項撤廃のための法律の見直しを各国に求めることなどを盛り込んだ「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアチブ」が採択されました。

平成 17（2005）年には、第 49 回国連婦人の地位委員会、通称「北京+10（プラステン）」が、ニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」等の実施状況を再確認し、これらの成果文書の完全実施に向けた一層の取組みを国際社会に求める宣言が採択されました。

平成 22（2010）年国連総会では、既存のジェンダー関連 4 機関であるジェンダー問題事務総長特別顧問室(OSAGI)、女性の地位向上部(DAW)、国連婦人開発基金(UNIFEM)、国際婦人調査訓練研修所(INSTRAW)を統合し、翌平成 23（2011）年 1 月に新たな機関として、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」を発足することが決議されました。このように国連改革の課題の一環として設立された UN Women は、世界・地域・国レベルでのジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた活動をリード、支援、統合する役割を果たしています。

## 2

## 国の動き

我が国においては、昭和 50 (1975) 年の「国際婦人年」以降、国際的な動きに対応するため、女性の地位向上と男女平等の実現を目指す取組みが活発化し、昭和 52 (1977) 年には、世界行動計画を受けて我が国初の「国内行動計画」が策定されました。その後、昭和 59 (1984) 年に「国籍法」「戸籍法」の改正、昭和 60 (1985) 年には「男女雇用機会均等法」の制定など、男女平等に関する法律や制度の整備が進められ、同年「女子差別撤廃条約」が批准されました。

また平成 11 (1999) 年には、男女共同参画の形成についての基本理念を明らかにするとともに、国、地方公共団体、国民の責務を定めた「男女共同参画社会基本法」(以下「基本法」という。)が成立、施行されました。

この基本法に基づき、平成 12 (2000) 年に「男女共同参画基本計画(第1次基本計画)」が策定され、平成 17 (2005) 年には「第2次基本計画」、平成 22 (2010) 年には「第3次基本計画」が策定されました。そして平成 27 (2015) 年には、第3次基本計画に基づくこれまでの取組みの評価と総括が行われ、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」「女性採用・登用の推進と人材育成の取り組み」「東日本大震災等の経験と教訓を踏まえた、男女共同参画の視点からの防災・復興対策」「女性に対する暴力の根絶に向けた取り組みの強化」「地域における推進体制の強化」などの方針を定めた「第4次基本計画」が策定されました。

近年におけるその他の動きとしては、平成 23 (2011) 年に「次世代育成支援対策推進法」が改正され、国・地方公共団体、従業員 301 人以上の企業に加え、従業員 101 人以上の企業についても、事業主行動計画の策定が義務付けられました。さらに、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」の施行により、「次世代育成支援対策推進法」の有効期限が延長されるなど、職場・地域において子育てしやすい環境整備に向けた措置が講じられることとなりました。

また平成 24 (2012) 年には、改正「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「育児・介護休業法」という。)」により、子育て中の短時間勤務制度および所定外労働の免除の義務化や、介護休暇の導入が行われました。

さらにドメスティック・バイオレンス(DV)に関しては、平成 26 (2014) 年から、改正DV防止法が施行され、配偶者だけでなく、生活の本拠を共にするパートナーからの暴力およびその被害者についても、法の適用対象となりました。

平成 27 (2015) 年には、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定され、平成 28 (2016) 年度から国・地方公共団体、従業員 301 人以上の企業には、女性の活躍推進に関する取組内容や実施期間、達成目標などを定める事業主行動計画の策定・届出・周知・公表が義務付けられました。

3

## 徳島県の動き

徳島県においては、昭和 59（1984）年に最初の女性政策に関する総合計画である「徳島県婦人対策総合計画（女性ライブプラン）」が策定されました。

平成 3（1991）年には「徳島県女性対策総合計画（新女性ライブプラン）」が、平成 9（1997）年には「徳島県女性総合計画（女と男（ひととひと）輝くとくしまプラン）」（以下「女性総合計画」）が策定され、男女共同参画プラザ“はばたき”が設置されました。

平成 14（2002）年 4 月から「徳島県男女共同参画推進条例」が施行されるとともに、平成 15（2003）年には、以後 3 年間で早急に取り組むべき主要課題とその推進方策についてとりまとめた「とくしま男女共同参画実行プラン」が策定されました。

さらに平成 17（2005）年には、「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」が策定されるとともに、平成 18（2006）年には、男女共同参画推進のための本格的な拠点施設である「徳島県立男女共同参画交流センター（フレアとくしま）」が設置されました。

また平成 19（2007）年には、「女性総合計画」の終了に伴い、「徳島県男女共同参画基本計画」が策定され、平成 24（2012）年には「第 2 次基本計画」、そして平成 28（2016）年には「多様な生き方・働き方を実現できる豊かで活力のある社会の創造」を基本目標とした「第 3 次基本計画」が策定されています。

4

## 徳島市の動き

本市は、平成 2（1990）年 4 月、総務部企画調整課に女性政策係を設置して、女性問題解決に向けた本格的な取り組みを開始し、平成 3（1991）年 5 月には、庁内関係課による「徳島市女性行動計画策定連絡会」を立ち上げ、同年 7 月に有識者による「徳島市女性行動計画策定懇談会」を発足させました。

また平成 4（1992）年 7 月には、「徳島市女性行動計画」を策定し、この基本理念のもとに様々な取り組みを行うとともに、同計画の効果的かつ総合的な推進を図ることを目的に設置された「徳島市女性行動計画推進連絡会」で進捗状況の把握をしてきました。

さらに、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が施行されたのを機に、平成 12（2000）年 6 月に徳島駅前アミコビル内に「女性センター」を開設し、平成 15（2003）年 3 月には、最初の徳島市男女共同参画基本計画である「男女共同参画プラン・とくしま～ひとりひとりが輝く社会をめざして～」、平成 23 年 3 月には同プラン改訂版（前プラン）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的・計画的に推進してきました。

しかしながら、前プランの計画期間が平成 28（2016）年度末で終了することから、改訂作業に着手すべく、平成 27（2015）年 1 月に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。そして平成 28（2016）年 5 月に「徳島市男女共同参画プラン策定市民会議」を発足して検討を重ね、10 月に同会議から「男女共同参画プラン・とくしま」改訂についての提言を受け、平成 29 年 1 月下旬までパブリック・コメントを実施した後、同年 3 月に「第 3 次男女共同参画プラン・とくしま～ひとりひとりが輝く社会をめざして～」を策定しました。

# 第3章 プランの基本的な考え方



## 1 プランの基本理念

### 基本理念

**だれもが人として心豊かに生きることができる  
男女共同参画社会の創造**

平成 15 (2003) 年に最初の徳島市男女共同参画プランを策定して以降、基本理念は「だれもが人として心豊かに生きることができる男女共同参画社会の創造」であり、本プランにおいても、すべての人の基本的人権を尊重し、社会生活のあらゆる場面で、真の平等が達成され、男女がともに支えあえる社会を目指すことから、前プランの基本理念をそのまま引き継ぐこととしました。

また、基本理念は、徳島市まちづくり総合ビジョンで定められている基本目標『「つなぐ」まち・とくしま～未来に笑顔を「つなぐ」まちづくり～』において、平等な地域社会や男女共同参画社会の実現を通じて、すべての市民の人権が尊重される社会を実現するものです。

## 2 プランの基本方向

基本理念である「だれもが人として心豊かに生きることができる男女共同参画社会の創造」を実現するため、次の4つの基本方向に沿った施策を推進していきます。

### 基本方向

- I 人権の尊重と男女平等の意識づくり
- II あらゆる分野への男女共同参画の推進
- III 男女がともに働きやすい環境づくり
- IV 心豊かに暮らせるための生活環境づくり

なお、基本方向をもとに基本目標と施策の方向を定めています。

(次ページ:「第3次男女共同参画プラン・とくしまの施策体系」のとおり)

※また、4つの基本方向以外にプランの推進体制の整備等について、「男女共同参画実現のための仕組みづくり」の項目を規定しています。

# 第3次 男女共同参画プラン・ とくしまの施策体系

基本理念

だれもが人として心豊かに生きることができると男女共同参画社会の創造

基本方向

I  
人権の尊重と男女  
平等の意識づくり

II  
あらゆる分野への  
男女共同参画の推進

III  
男女がともに働き  
やすい環境づくり

IV  
心豊かに暮らせる  
ための生活環境づくり

男女共同参画実現の  
ための仕組みづくり

基本目標

1 男女共同参画の視点に立った意識啓発

2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

3 あらゆる暴力の根絶 【DV防止基本計画】

4 相談体制の整備 【DV防止基本計画】

5 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大  
【女性活躍推進計画】

6 経済・産業分野等における男女共同参画の推進  
【女性活躍推進計画】

7 国際的視点に立った男女共同参画の推進

8 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

9 就業の分野における男女共同参画の推進  
【女性活躍推進計画】

10 男女の職業生活と家庭生活の両立支援  
【女性活躍推進計画】

11 地域における男女共同参画の推進

12 高齢者・障害者等の福祉の充実

13 生涯を通じた健康づくりの推進

市内の推進体制の充実

市民・関係団体等との協働の推進

施策の方向

- ① 個人の尊厳と人権を尊重する啓発活動の推進
- ② 意識啓発のための広報・啓発活動の推進
- ③ 男女共同参画に関する情報の収集・提供機能の充実
- ④ メディアによる人権尊重の推進

- ① 学校等における男女平等の教育の推進
- ② 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進
- ③ 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進
- ④ 能力開化のための学習機会の充実

- ① 暴力の予防と根絶のための環境づくり
- ② 配偶者等からの暴力の防止対策の推進
- ③ セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進
- ④ 性暴力、ストーカー行為等への防止対策の推進

- ① 男女平等の視点に立った相談機関の充実
- ② 相談機関の連携

- ① 審議会、委員会への女性登用の促進
- ② 管理者等への女性の積極的登用
- ③ 女性リーダーの育成と活用

- ① 多様な担い手の育成・確保
- ② 女性起業家への支援
- ③ 観光分野における男女共同参画の推進

- ① 国際理解・交流活動の推進
- ② 国際化に対応した環境づくり

- ① 防災（災害復興を含む）体制の確立

- ① 男女雇用機会均等のさらなる推進
- ② 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備

- ① 子育て環境の整備
- ② 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

- ① 地域社会における男女共同参画の推進

- ① 介護・福祉サービスの充実
- ② 健やかな生活の充実
- ③ 住みよい環境等の充実
- ④ 心豊かな生活の充実

- ① 生涯にわたる健康づくり対策の充実
- ② 健康づくりの意識啓発

- ① 男女共同参画プラン推進本部の設置
- ② 施策の推進状況の把握、評価の検証
- ③ 職員の意識啓発

- ① NPO・ボランティア等との協働の推進
- ② 市民との情報の共有



## 第4章 プランの内容

### 基本方向 I 人権の尊重と男女平等の意識づくり…………… 10

- 基本目標 1 男女共同参画の視点に立った意識啓発…………… 14
- 2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実…………… 16
- 3 あらゆる暴力の根絶…………… 18
- 【DV防止基本計画】
- 4 相談体制の整備…………… 20
- 【DV防止基本計画】

### 基本方向 II あらゆる分野への男女共同参画の推進…………… 21

- 基本目標 5 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大…………… 23
- 【女性活躍推進計画】
- 6 経済・産業分野等における男女共同参画の推進…………… 25
- 【女性活躍推進計画】
- 7 国際的視点に立った男女共同参画の推進…………… 26
- 8 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立…………… 27

### 基本方向 III 男女がともに働きやすい環境づくり…………… 28

- 基本目標 9 就業の分野における男女共同参画の推進…………… 33
- 【女性活躍推進計画】
- 10 男女の職業生活と家庭生活の両立支援…………… 34
- 【女性活躍推進計画】
- 11 地域における男女共同参画の推進…………… 36

### 基本方向 IV 心豊かに暮らせるための生活環境づくり…………… 37

- 基本目標 12 高齢者・障害者等の福祉の充実…………… 39
- 13 生涯を通じた健康づくりの推進…………… 41

## 基本方向Ⅰ 人権の尊重と男女平等の意識づくり

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等が基本的人権として保障されています。これが「男女共同参画社会基本法」の理念の一つとなっています。

女性も男性も、個人として尊重され、性別による差別的な扱いを受けず、個人としての能力を発揮する機会を確保され、それぞれの人権が尊重されることは、男女共同参画社会の前提であるため、国においては、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正施行など、法律や制度の整備が進められてきました。

一方、平成26(2014)年度に本市で実施した市民意識調査によると、分野別男女の平等意識については、「学校教育の場」のみ過半数から「平等である」と回答がありましたが、家庭生活や職場等ほとんどの分野では、多くが男女の地位について不平等感を感じており、平成20(2008)年度実施の市民意識調査(以下「前回調査」という。)結果と比較して、大きな変化はみられません。

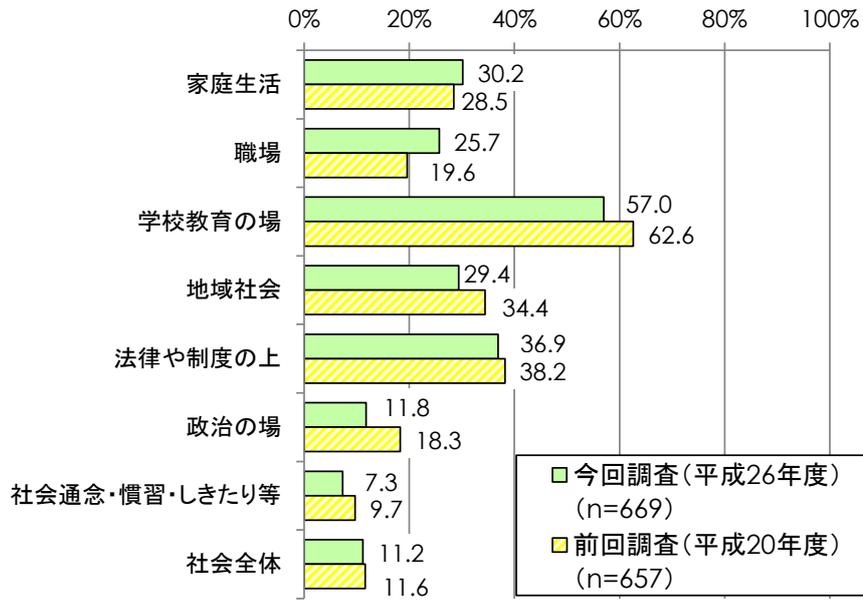
さらに、「夫は外で働き、妻は家庭」という考え方については、否定的な回答割合が51.1%を占める一方で、肯定的な割合は36.1%でした。前回調査と比較して「夫は外で働き、妻は家庭」という考え方は少しずつ減ってきているものの、性別役割分担意識は今もさまざまな社会制度や慣行の中で継承され、男女共同参画社会の実現を阻害する要因の一つとなっています。しかしながら本市では、県や国の調査結果と比べて性的分業意識が弱く、比較的男性も家庭生活を担い、女性が仕事をすることに対して肯定的な意見が多い状況がみられます。

さて、男女平等の意識を培うことが男女共同参画社会の基盤をつくることにつながりますが、人々の価値観や行動様式の形成には、家庭や学校、地域における教育が、重要な役割を果たすものと考えられます。市民意識調査では、男女共同参画を進めていくために学校教育の場で重要なこととして、過半数の人が「生活指導等で、男女の別なく能力を生かす配慮」「男女平等と相互理解等の学習」「互いの性を尊重しあえる教育」と回答しているように、幼少期から性別にとらわれることなく個性と能力を発揮できるような教育によって、男女平等意識の形成を図ることが求められています。

また、DVやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の暴力行為は、人権を侵害し、男女共同参画の推進を阻害する重大な問題にもかかわらず、個人、家庭、職場の問題として見過ごされがちです。市民意識調査では、DVについて「自分が直接経験したことがある」人の割合は、女性12.1%、男性5.7%であり、「自分のまわりに経験した人がいる」人の割合は女性15.4%、男性10.7%となっています。DV防止法が制定され、配偶者や恋人等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識が広がりつつある一方、被害者自身が公的機関への相談や届け出をせず、表面化しづらいという問題もあります。市民意識調査においても、DVについて「相談した」相手は、主に家族や友人であり、公的機関への相談はまだ少ないのが現状です。

このような市民意識調査の結果や現状等を踏まえ、一人ひとりが相手を思いやり、認めあい、お互いの人権を尊重しあう社会実現のため、さまざまな人権施策を積極的に推進していきます。

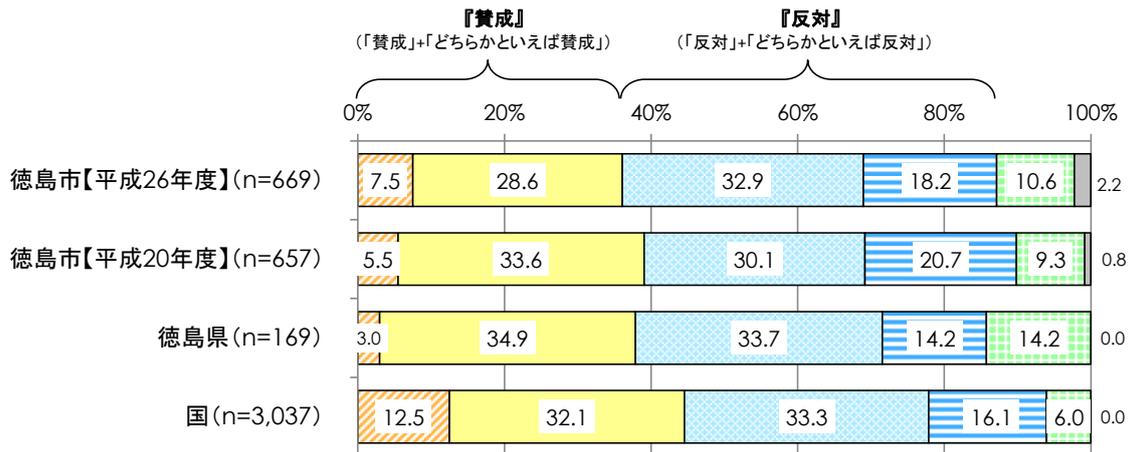
図1-1 分野別男女の地位の平等感：「平等であると答えた」割合（前回調査との比較）



資料：徳島市 平成26年度／平成20年度「男女共同参画に関する市民意識調査」

図1-2 「男は仕事、女は家庭」という考え方について（国・県・前回調査との比較）

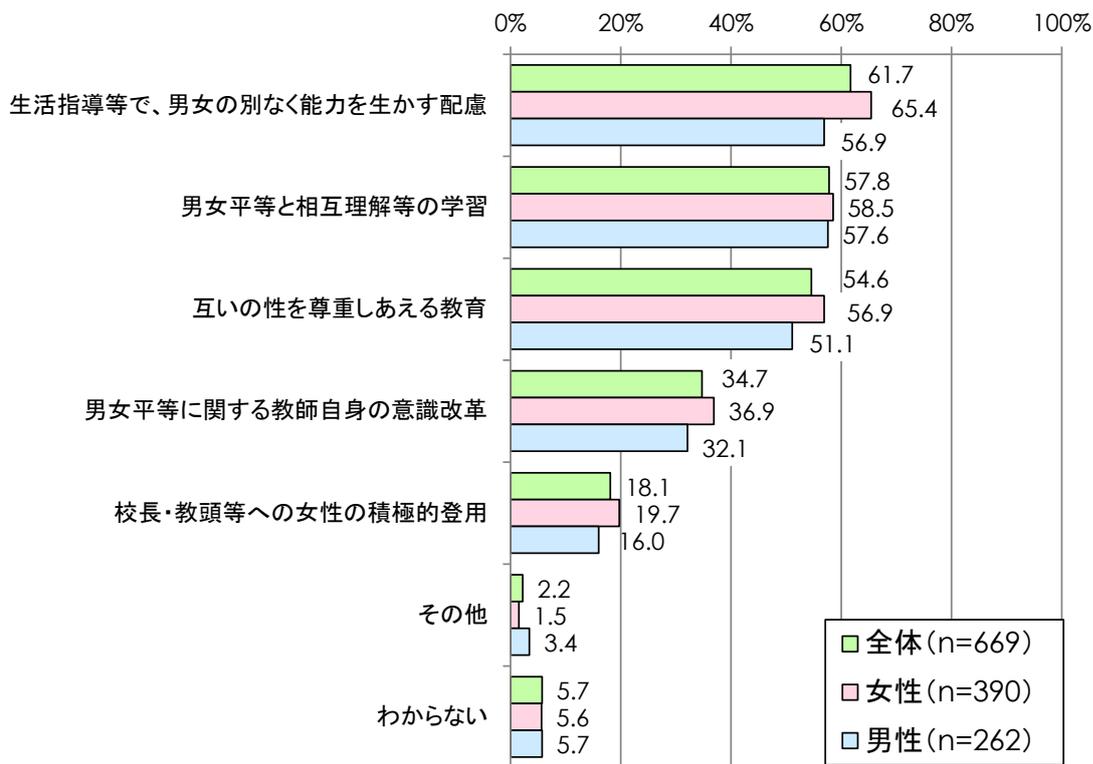
- 賛成
- どちらかといえば賛成
- どちらかといえば反対
- 反対
- わからない
- 無回答



資料：徳島市 平成26年度／平成20年度「男女共同参画に関する市民意識調査」

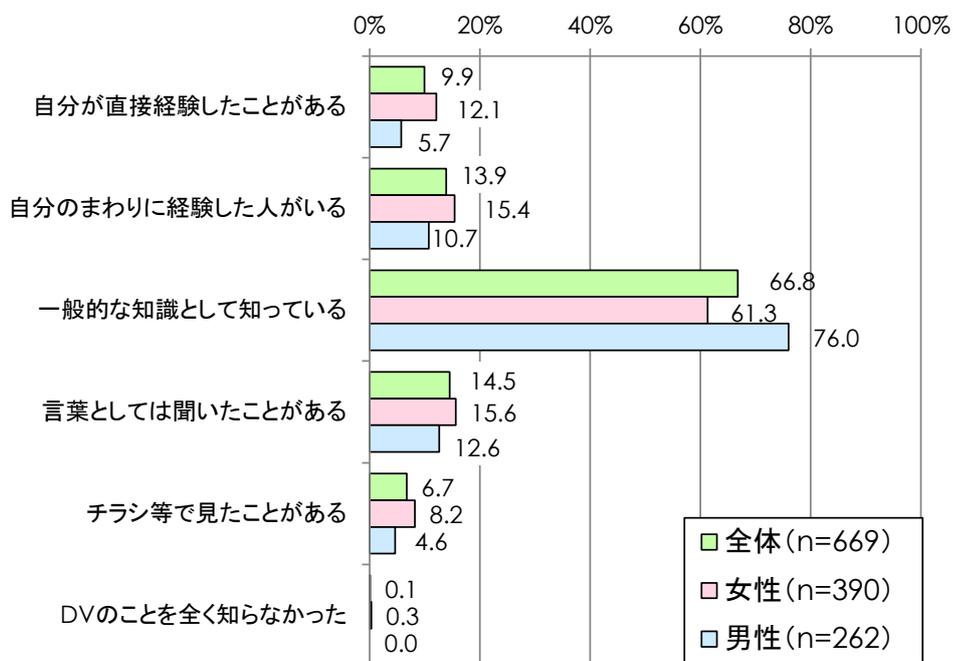
徳島県 平成25年度「男女共同参画に係る意識調査」／内閣府 平成26年度「女性の活躍推進に関する世論調査」

図1—3 学校教育の場で重要なこと（全体、性別／複数回答）



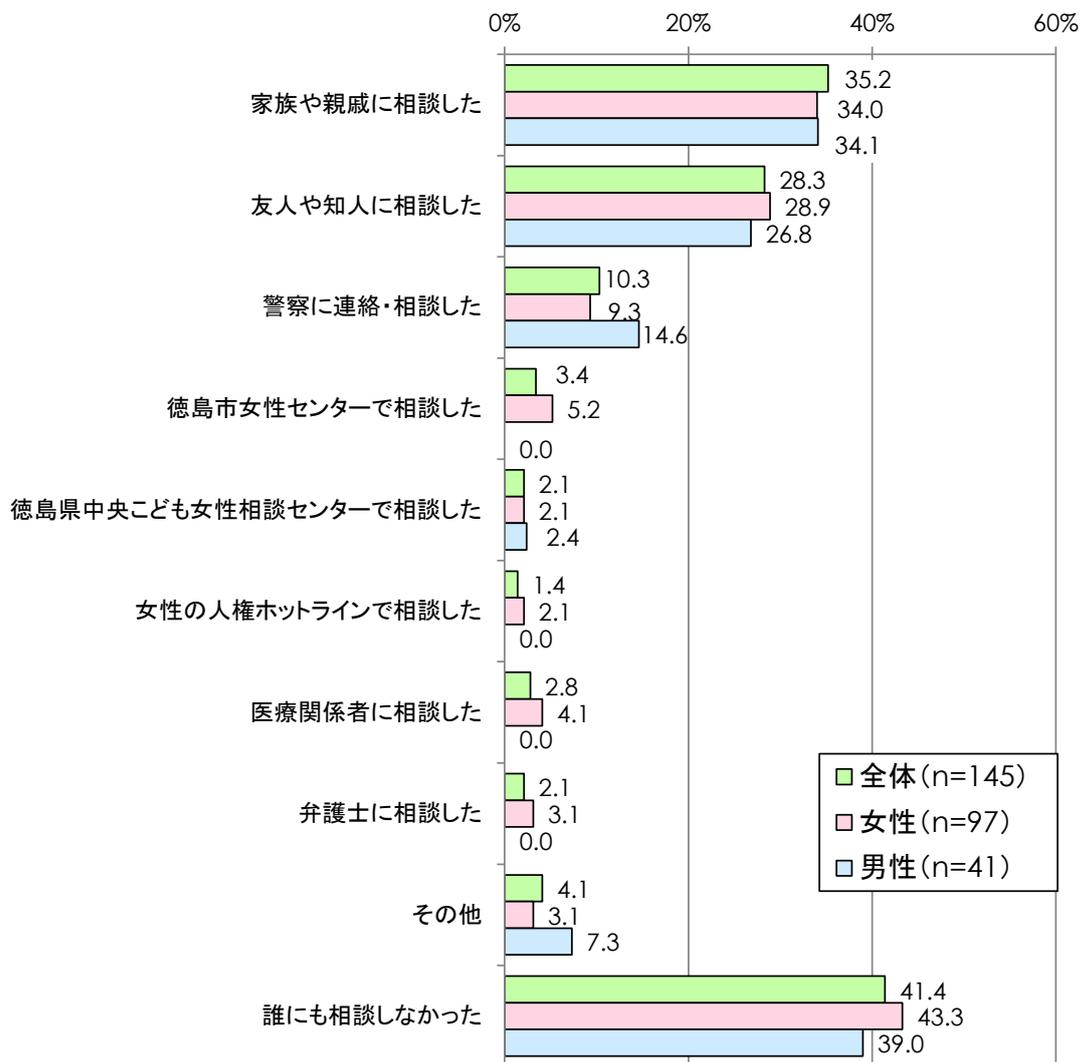
資料：徳島市 平成26年度「男女共同参画に関する市民意識調査」

図1—4 DV経験について（全体、性別／複数回答）



資料：徳島市 平成26年度「男女共同参画に関する市民意識調査」

図1—5 DV相談の有無（全体、性別／複数回答）



資料：徳島市 平成26年度「男女共同参画に関する市民意識調査」



## 基本目標 1

## 男女共同参画の視点に立った意識啓発

男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、性別、年齢、国籍、障害の有無等にかかわらず、一人ひとりが相手を思いやり、認めあい、お互いの人権を尊重しあう男女共同参画社会の実現のため、さまざまな機会を通じて意識啓発を推進します。

また、男女共同参画に関する情報の収集及び提供に努めるとともに、各種メディアにおいては、人々の意識や価値観に大きな影響を与えていることから、男女平等と人権尊重の視点に立った表現や内容へ配慮した取組みを促進し、情報教育を通じて、溢れる情報の中から正しい情報を主体的に判断できる能力の育成に努めます。

## 施策の方向と具体的施策

## (1) 個人の尊厳と人権を尊重する啓発活動の推進

- 人権啓発の推進
- 啓発フォーラム・講演会等の開催
- 地域学習会の開催

## 指標と数値目標

| 指標                          | 現状値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 34 年度) |
|-----------------------------|-------------------|-------------------|
| 本市主催の人権教育・啓発に関する啓発事業等への参加者数 | 45,223人           | 48,500人           |

## (2) 意識啓発のための広報・啓発活動の推進

- ポスターやリーフレット等による意識啓発

## 指標と数値目標

| 指標                            | 現状値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 34 年度) |
|-------------------------------|-------------------|-------------------|
| 男女共同参画イベント「フェスティバルあい」講演会の参加者数 | 305人              | 400人              |

(3) 男女共同参画に関する情報の収集・提供機能の充実

- 情報誌の発行
- 関係機関等に関する情報の収集と提供
- 市の広報、ホームページ等を活用した情報の発信

指標と数値目標

| 指 標                  | 現状値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 34 年度) |
|----------------------|-------------------|-------------------|
| 男女共同参画情報誌「シンフォニー」の発行 | 5, 0 0 0 部        | 5, 0 0 0 部        |

(4) メディアによる人権尊重の推進

- 市のホームページや広報番組などによる意識啓発
- メディア（インターネット・携帯電話等）による人権侵害への防止策の取組み
- メディア・リテラシー向上への取組み
- 広報・出版物などにおける性別にとらわれない情報発信の推進

指標と数値目標

| 指 標                                | 現状値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 34 年度) |
|------------------------------------|-------------------|-------------------|
| 市女性センターにおける男女共同参画に関する図書・DVDの貸出登録者数 | 3 3 3 人           | 4 3 5 人           |



## 基本目標 2

## 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

人権尊重、男女平等意識を一層育むためには、家庭教育を原点に、社会の一員として生きるための人間形成が培われる極めて大切な幼児期に、幼児の発達の特性を踏まえ、豊かな心情を育てることが重要です。

そのため、子どもの成長過程における人格形成に対して大きな影響力を持っている家庭教育において、男女がともに家事や育児に参加するなど、日常生活を通じて子どもが自然に男女平等の意識を育むことができるような家庭環境づくりを推進します。

また学校等においては、就学前・就学期を通じて豊かな人権感覚を育むとともに、一人ひとりが個性や能力を発揮できるよう男女平等意識に基づいた適切な教育・学習に努めます。

さらに、生涯を通じて自発的・自主的に学ぶことができる学習の機会を充実し、生涯学習において男女共同参画についての学習情報の提供や啓発に努めます。

このようにして、家庭や地域社会における男女の固定的性別役割分担意識を解消し、性別にとらわれず、個性と能力を十分発揮できる社会の形成のため、教育・学習機会の確保や啓発を推進します。

## 施策の方向と具体的施策

## (1) 学校等における男女平等の教育の推進

- 人権学習機会の提供
- 学校における人権教育の充実
- 教職員への教育研修の実施

## 指標と数値目標

| 指 標       | 現状値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 34 年度) |
|-----------|-------------------|-------------------|
| 人権学習機会の提供 | 10回               | 22回               |

## (2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

- 家庭教育の充実

## 指標と数値目標

| 指 標       | 現状値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 34 年度) |
|-----------|-------------------|-------------------|
| すくらむ学級の開催 | 209回              | 250回              |

(3) 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

- 人権研修活動の支援
- 地域住民交流事業の実施
- 生涯学習活動教室等の開催
- 各種講座・講演会等の開催

指標と数値目標

| 指標               | 現状値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 34 年度) |
|------------------|-------------------|-------------------|
| 男女共同参画地域学習会の参加人数 | 296人              | 500人              |

(4) 能力開化のための学習機会の充実

- 人権啓発リーダー等の育成
- 地域リーダー養成講座の開催
- 自主的活動に対する支援

指標と数値目標

| 指標                     | 現状値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 34 年度) |
|------------------------|-------------------|-------------------|
| 市女性センターにおける男女共同参画登録団体数 | 48団体              | 55団体              |



## 基本目標3

## あらゆる暴力の根絶

DV 防 止  
基 本 計 画

身体的、精神的暴力等、あらゆる暴力は、決して許されるものではありません。そのため、いかなる暴力も許さないという社会意識を醸成するための意識啓発を推進するとともに、さまざまな暴力による被害状況の実態把握と早期発見、適正保護につながる体制づくりに努め、あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくりを推進します。

特にDV（ドメスティック・バイオレンス）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、DV防止に関する意識啓発を推進するとともに、相談・支援体制の充実や被害者の自立支援につながる体制づくりに努めます。

また、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等のさまざまなハラスメントの防止や、性暴力、ストーカー対策に関する啓発活動を推進するとともに、関係機関との連携強化を図り、相談・支援体制の充実に努めます。

## 施策の方向と具体的施策

## (1) 暴力の予防と根絶のための環境づくり

- 暴力根絶に向けた啓発の推進
- 相談体制の充実
- 法制度や各種支援策の情報提供
- 関係機関との連携強化

## 指標と数値目標

| 指 標                              | 現状値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 34 年度) |
|----------------------------------|-------------------|-------------------|
| DV（配偶者等からの暴力）という言葉を知っている人の割合     | ※ 83.7%           | 100%              |
| DV相談窓口について「知っているところはない」と回答した人の割合 | ※ 18.2%           | 0%                |

※平成 26 年度・市民意識調査結果による



(2) 配偶者等からの暴力の防止対策の推進

- DV被害者への支援強化
- DV被害防止に向けた啓発の推進
- 若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実

指標と数値目標

| 指 標                 | 現状値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 34 年度) |
|---------------------|-------------------|-------------------|
| DV防止に関する啓発パンフレットの配布 | 750部              | 1,500部            |

(3) セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進

- セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発の推進

指標と数値目標

| 指 標                      | 現状値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 34 年度) |
|--------------------------|-------------------|-------------------|
| セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の実施 | 4回                | 8回                |

(4) 性暴力、ストーカー行為等への防止対策の推進

- 「ストーカー規制法」の周知
- 地域での防犯体制の推進
- 警察等の関係機関との連携強化
- ストーカー行為等被害者への支援強化

指標と数値目標

| 指 標          | 現状値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 34 年度) |
|--------------|-------------------|-------------------|
| 防犯委員の人数      | 315人              | 319人              |
| 防犯灯の電気料金補助灯数 | 11,767灯           | 12,600灯           |

## 基本目標 4

## 相談体制の整備

DV 防 止  
基 本 計 画

市民に、より身近な相談窓口として、情報の一元化を図り、広報、啓発に努め、利用しやすいサービスが提供できる体制の充実に努めることは重要です。

そのため、関係機関はもとより民間団体と連携を図り、人権の確立と擁護のための環境づくりを進めるとともに、さまざまな悩みなどに対して、適切に対応できる相談体制の整備・充実に努めます。

## 施策の方向と具体的施策

## (1) 男女平等の視点に立った相談機関の充実

- 各分野での相談体制の充実
- 各種相談窓口の周知
- 適切な人材の確保・人材育成

## 指標と数値目標

| 指 標                             | 現状値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 34 年度) |
|---------------------------------|-------------------|-------------------|
| 市女性センターにおける<br>男女平等の視点に立った相談の実施 | 418件              | 500件              |

## (2) 相談機関の連携

- 相談窓口の連携とネットワーク化

## 指標と数値目標

| 指 標                | 現状値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 34 年度) |
|--------------------|-------------------|-------------------|
| 関係機関によるネットワーク会議の開催 | —                 | 3回                |



## 基本方向Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進

男女共同参画社会を形成していく上で、あらゆる分野における女性の一層の参画が望まれています。内閣府が平成26(2014)年度に実施した「女性の活躍推進に関する世論調査」によると、政治・経済・地域などの各分野で、女性の参画が進み、女性のリーダーが増えると、「男女問わず優秀な人材が活躍できるようになる」「多様な視点が加わることにより、新たな価値や商品・サービスが創造される」といった回答が多いように、男女がともに参画することにより、多様な発想がうまれたり、その分野における活動が活性化するなど、新たな発展が期待されています。

本市でも、地域におけるさまざまな分野で活躍している女性は増えてきており、その内容も多岐にわたっていますが、女性議員、自治会長など地域のリーダー的役割を担う女性は少ない状況にあり、政策・方針決定過程への女性の参画の推進は、引き続き重要な課題となっています。

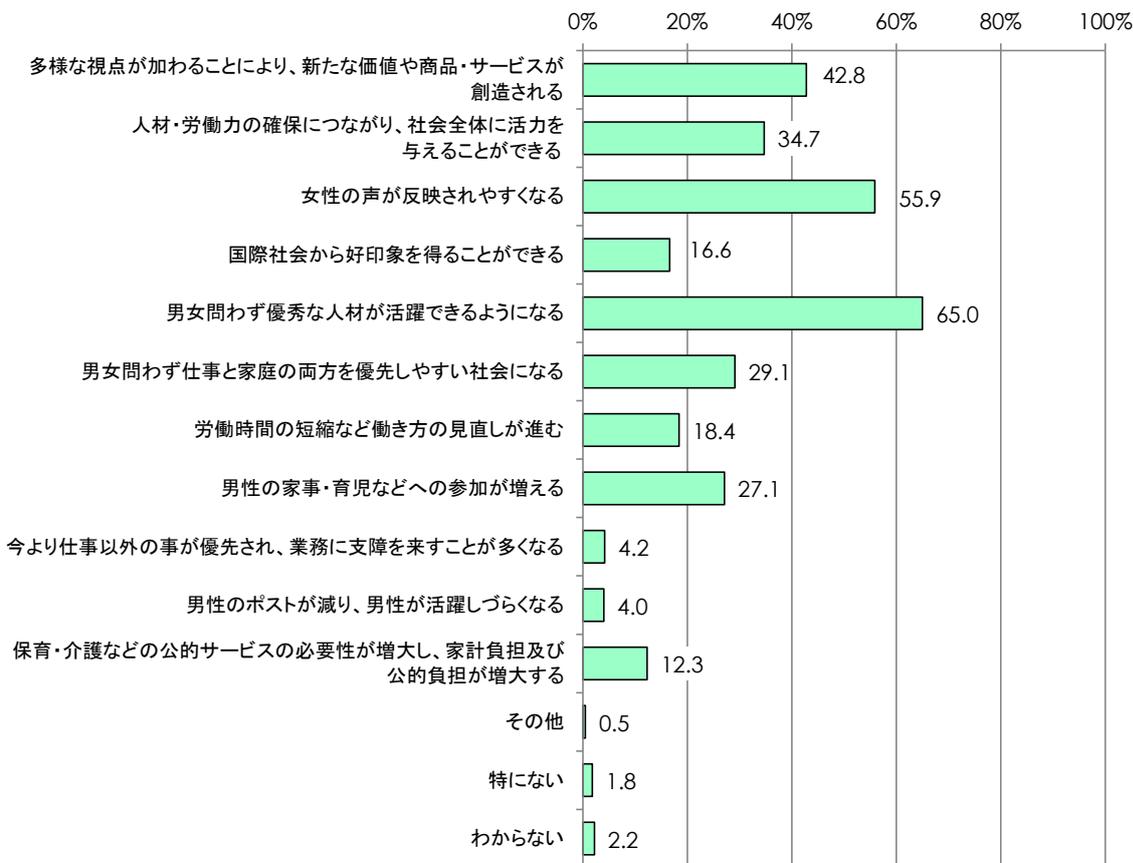
国では平成32年までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるように目標を掲げていますが、政策・方針決定過程に、男女が対等な立場で参画することは、男女共同参画社会の形成にとって不可欠です。そのため、本市も率先して女性の登用拡大に向けた取組みを推進し、併せてあらゆる分野に女性が参画し、男女双方の意見が対等に反映されるよう、多様な担い手や女性リーダー等の育成に努めます。

一方、政治、経済、文化等のあらゆる分野では情報化およびグローバル化（地球規模化）が急速に進展し、国際社会の動向が私たちの生活にも影響を及ぼしており、男女共同参画の取組みも国際的視点に立って推進する必要があります。

また東日本大震災や熊本地震の経験から、男性と女性では災害から受ける影響に違いが生じるため、男女共同参画の視点に立った「防災分野」への取組みが、今まで以上に重要であると認識されるようになりました。平成26年度に実施した市民意識調査においても、地域の防災（災害対応）活動の推進について必要なこととして、「防災活動には女性、高齢者等の視点が必要」「男女が共に担うという意識を持てるようにすること」という回答割合がいずれも7割を超えています。そのため、本市においても「事前の備え」や「避難所運営」等に対する男女のニーズの違いを把握し、これに対処できるようにするなど、男女共同参画の視点に十分配慮した防災体制づくりを推進します。

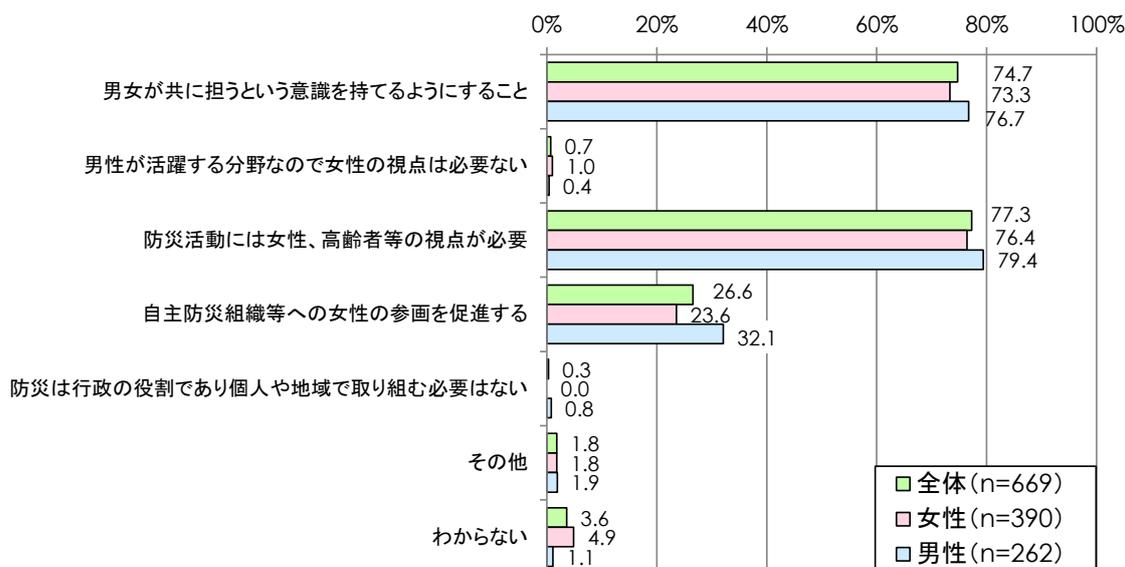


図2—1 女性のリーダーが増えると影響があると思うこと（全体／複数回答）



資料：内閣府 平成26年度「女性の活躍推進に関する世論調査」

図2—2 防災活動の推進についてどのようなことが必要か（全体、性別／複数回答）



資料：徳島市 平成26年度「男女共同参画に関する市民意識調査」

## 基本目標 5

## 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

女性活躍計画

本市の各種審議会等における女性委員の登用率の向上と女性職員の管理職への登用を積極的に推進することにより、政策・方針決定過程への女性の参画拡大に努めます。また、男女共同参画に関する研修等により意識啓発と人材育成に努め、男女平等、機会均等の原則に基づき、男女がともに個人の能力を発揮し活躍できる環境づくりを推進します。

一方、女性自身が自らの職業能力を向上させていくことも、女性の活躍を推進するうえで重要な要素であることから、女性リーダー養成に向けた学習の場の拡充と支援体制の充実に努めます。

## 施策の方向と具体的施策

## (1) 審議会、委員会への女性登用の促進

- 審議会等委員への女性の積極的登用
- 女性データバンクの整備・充実
- 各種団体・企業等への協力要請

## 指標と数値目標

| 指 標               | 現状値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 34 年度) |
|-------------------|-------------------|-------------------|
| 市の審議会等における女性委員の割合 | 26.4%             | 40%               |

## (2) 管理者等への女性の積極的登用

- 本市女性職員の管理職等への登用
- 個々の能力を発揮できる環境づくりの推進
- 性別にとらわれない登用と配置

## 指標と数値目標

| 指 標                  | 現状値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 34 年度) |
|----------------------|-------------------|-------------------|
| 本市における女性職員の管理職に占める割合 | 9.8%              | 16.0%             |

## (3) 女性リーダーの育成と活用

- リーダー養成講座の開催
- 自主的活動に対する支援

## 指標と数値目標

| 指標                             | 現状値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 34 年度) |
|--------------------------------|-------------------|-------------------|
| 男女共同参画イベント<br>「フェスティバルあい」参加団体数 | 22 団体             | 30 団体             |



## 基本目標 6

## 経済・産業分野等における男女共同参画の推進

女性活躍計画

経済・産業分野等において、多様な担い手の育成や確保を図るとともに、男性、女性に関わらず、自らの意志によって経営に参画する機会を確保し、経営の担い手として意欲と能力を発揮するための環境づくりを進めます。

また、観光分野における男女共同参画を推進し、女性の活躍の場の拡大に努めるとともに、多様な視点と新たな発想を取り入れた観光振興を通じて地域社会の活性化を図ります。

## 施策の方向と具体的施策

## (1) 多様な担い手の育成・確保

- 農業の中核的担い手の育成
- 自営業（農林漁業、商工業）における女性の経営参画推進

## 指標と数値目標

| 指標              | 現状値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 34 年度) |
|-----------------|-------------------|-------------------|
| 女性認定農業者数 (※注 1) | 11人               | 25人               |
| 女性農業委員の割合       | 5.8%              | 10%               |

(※注 1) 認定農業者：農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、都道府県の作成した基本方針、市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づく「農業経営改善計画」を市町村に提出し、認定を受けた農業者。

## (2) 女性起業家への支援

- 起・企業家の育成、支援
- 人材育成講座の開催

## 指標と数値目標

| 指標              | 現状値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 34 年度) |
|-----------------|-------------------|-------------------|
| 阿波女あきんど塾の活動回数   | 15回               | 15回               |
| 徳島商工会議所女性会の会員数  | 131人              | 140人              |
| 創業支援者のうちの女性創業者数 | 9人                | 12人               |

## (3) 観光分野における男女共同参画の推進

- 観光ガイドボランティア活動の推進

## 指標と数値目標

| 指標                 | 現状値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 34 年度) |
|--------------------|-------------------|-------------------|
| 観光ガイドボランティアの女性登録人数 | 62人               | 62人               |

## 基本目標 7

## 国際的視点に立った男女共同参画の推進

社会環境の変化に伴い、本市においても外国人住民や本市を訪れる外国人観光客が増加し、国籍や在住目的の多様化も進んでいることから、外国人に対しての支援体制の充実を図る必要があり、外国の多様な文化や価値観を尊重できる意識の醸成を図りながら、ともに暮らしやすく活動しやすい環境づくりを推進します。

## 施策の方向と具体的施策

## (1) 国際理解・交流活動の推進

- 国際交流活動への支援・協力
- 国際交流講習会の開催

## 指標と数値目標

| 指標          | 現状値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 34 年度) |
|-------------|-------------------|-------------------|
| 市国際交流協会の会員数 | 214人              | 270人              |

## (2) 国際化に対応した環境づくり

- 外国人相談事業の推進
- 生活情報誌の作成、配布

## 指標と数値目標

| 指標                          | 現状値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 34 年度) |
|-----------------------------|-------------------|-------------------|
| 外国人相談事業における相談解決の割合<br>(満足度) | 90%               | 100%              |
| 外国語版母子手帳の交付                 | 8件                | 10件               |

基本目標 8

男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

防災分野において、男女のニーズの違いに配慮し、男女双方の視点に十分配慮した防災体制づくりを進め、活動に多様な個性や能力をより一層活かすことができるよう、男女共同参画の推進に努めます。

施策の方向と具体的施策

(1) 防災（災害復興を含む）体制の確立

- 自主防災活動の推進

指標と数値目標

| 指 標                              | 現状値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 34 年度) |
|----------------------------------|-------------------|-------------------|
| 災害時ボランティアコーディネーター<br>養成講座の累計受講者数 | 53人               | 250人              |
| 市民防災研修会 参加人数                     | 215人              | 250人              |
| 市民防災研修会 女性参加割合                   | 15%               | 30%               |
| 徳島市の女性防災士人数 (※注1)                | 4人                | 40人               |

(※注1) 防災士：自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、日本防災士機構が認証した人。

災害時には、防災士はそれぞれが所属する団体・企業や地域などの要請により避難誘導や救助、避難所の世話などにあたり、公的な組織やボランティアと協働する。



## 基本方向Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり

少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、女性の就業はこれからの経済の活性化に大きく貢献するものです。性別にかかわらず個性と能力を發揮できる社会をめざす男女共同参画社会を実現するためには、働く場においても、制度面のみならず、実質的に男女平等の確保が不可欠です。

これまで就業の分野では、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の改正により男女間格差の解消に向けて法整備は進んできました。しかしながら市民意識調査によると、いぜんとして女性は結婚や出産等により離職を余儀なくされたり、フルタイムでの職場復帰が困難な傾向が見受けられます。この調査結果によると、女性が社会で働く状況について、『働きにくい』と感じている割合が過半数を占めており、その理由として、「働きやすい条件・環境が整っていない」「育児施設・サービスが十分でない」「働く場が限られている」といった回答が多くなっています。

こうした状況を背景に、平成26(2014)年に閣議決定された「日本再興戦略改訂2014」では、これまで活かしきれていなかった「女性の力」を最大限に發揮できるよう、「出産・子育て等による離職の減少」「指導的地位に占める女性の割合の増加」に向けた施策が盛り込まれました。さらに平成27(2015)年、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を發揮し、活躍できる環境を整備するための「女性活躍推進法」が制定され、平成28(2016)年度から国・地方公共団体、従業員301人以上の企業には、①女性の活躍状況把握と課題分析、②行動計画の策定、届出、周知、公表、③女性の活躍に関する情報の公表などが新たに義務付けられました。

ところで職業生活において、男女がともに希望に応じて個性と能力を十分に發揮し、活躍できる社会を実現するためには、職場、家庭、地域においてバランスのとれた生活ができるよう環境を整備することも必要です。一般に女性が家事、子育て、介護等の多くを担い、男性は仕事中心の生活によって家庭生活に十分関われない現状において、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及・促進は、人々の健康を維持し、趣味や学習、地域活動等への参画を通じた自己実現を可能にするとともに、家族がそれぞれの責任を果たしつつ、安心して暮らしていくために重要なものです。

しかしながら市民意識調査によると、日常生活における優先度について、理想では「仕事と家庭生活をともに優先」の割合が高くなっていますが、現実では男女とも「仕事を優先」の割合が高くなっており、理想と現実には大きなギャップがみられます。

そのため、本市では男女とも個々の能力を發揮することができる環境整備に向け、関係機関や事業所と連携を図るとともに、子育てや介護をしながら働き続けることができるように公的支援の充実に努めます。

また地域活動については、「会長には男性、補助的役職には女性がつく」「男性の参加が少ない」といった現状に対して、自治会・PTA活動や、地域での見守り活動・防犯活動等の活性化を図り、あらゆる人の活躍の場と、安心して過ごせる居場所としての地域社会の形成を推進します。

図3—1 言葉や法律の認知度①男女雇用機会均等法（全体、性別）

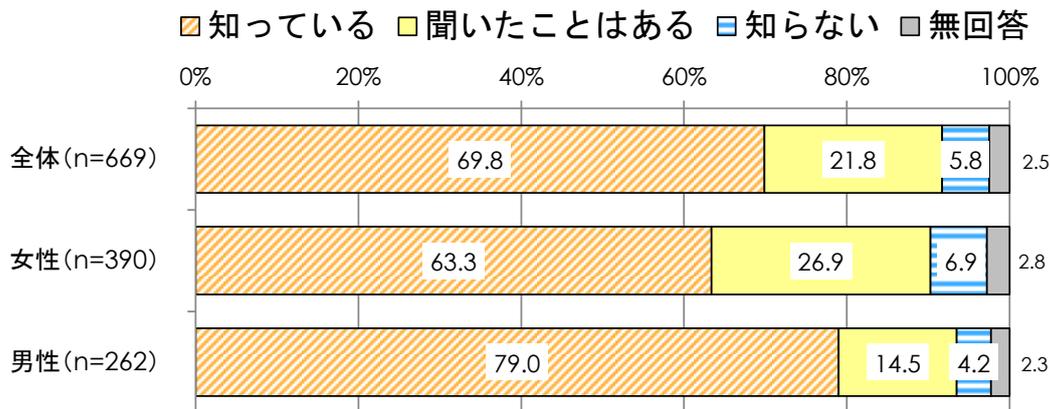


図3—2 言葉や法律の認知度②育児・介護休業法（全体、性別）

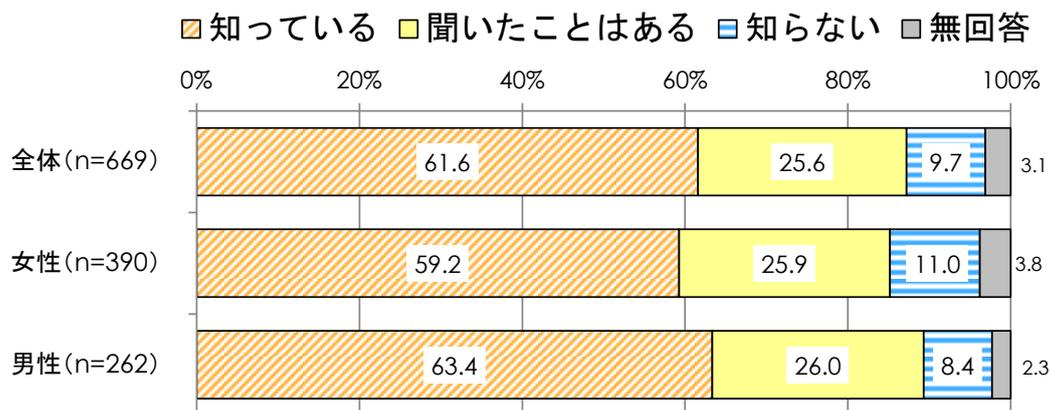


図3—3 言葉や法律の認知度③ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）（全体、性別）

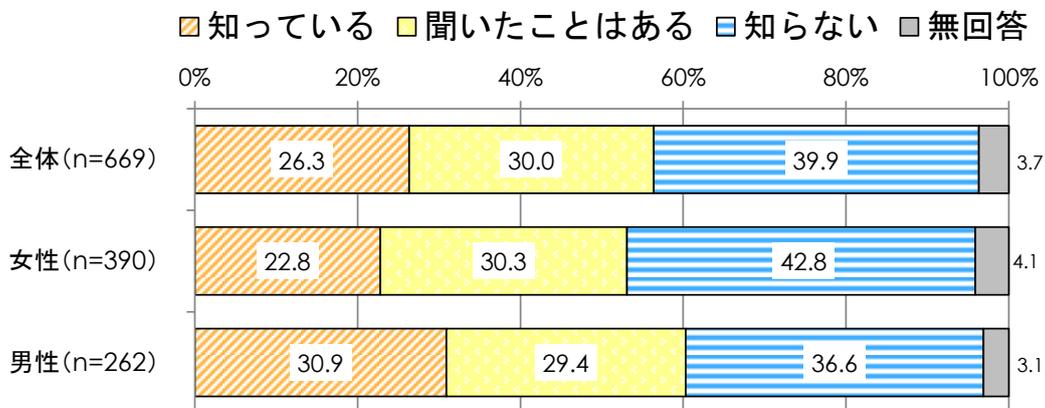
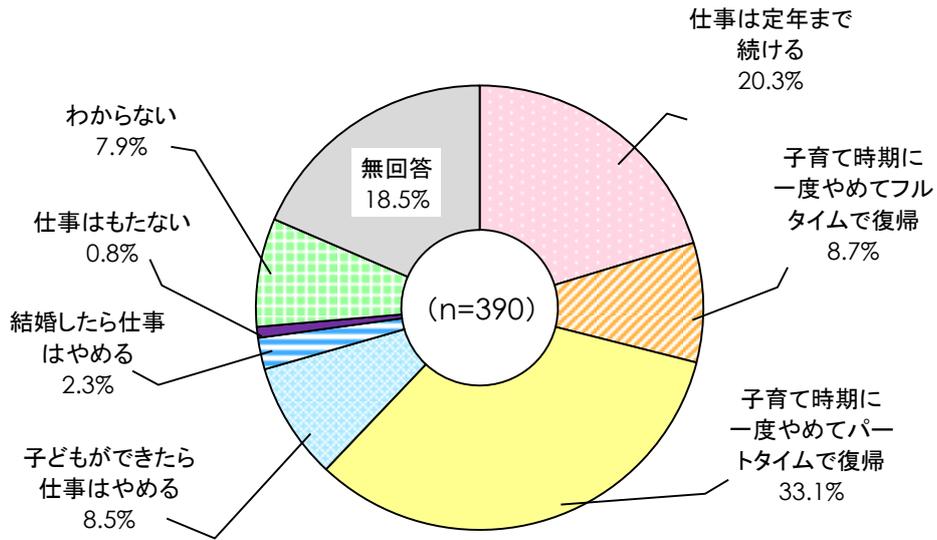


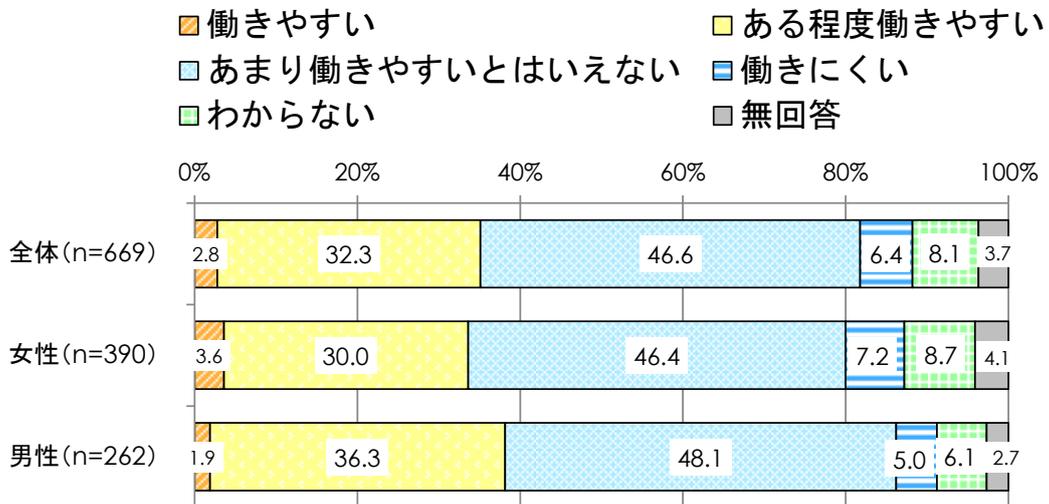
図3-1~3 資料：徳島市 平成26年度「男女共同参画に関する市民意識調査」

図3—4 女性の働き方の現実（女性）



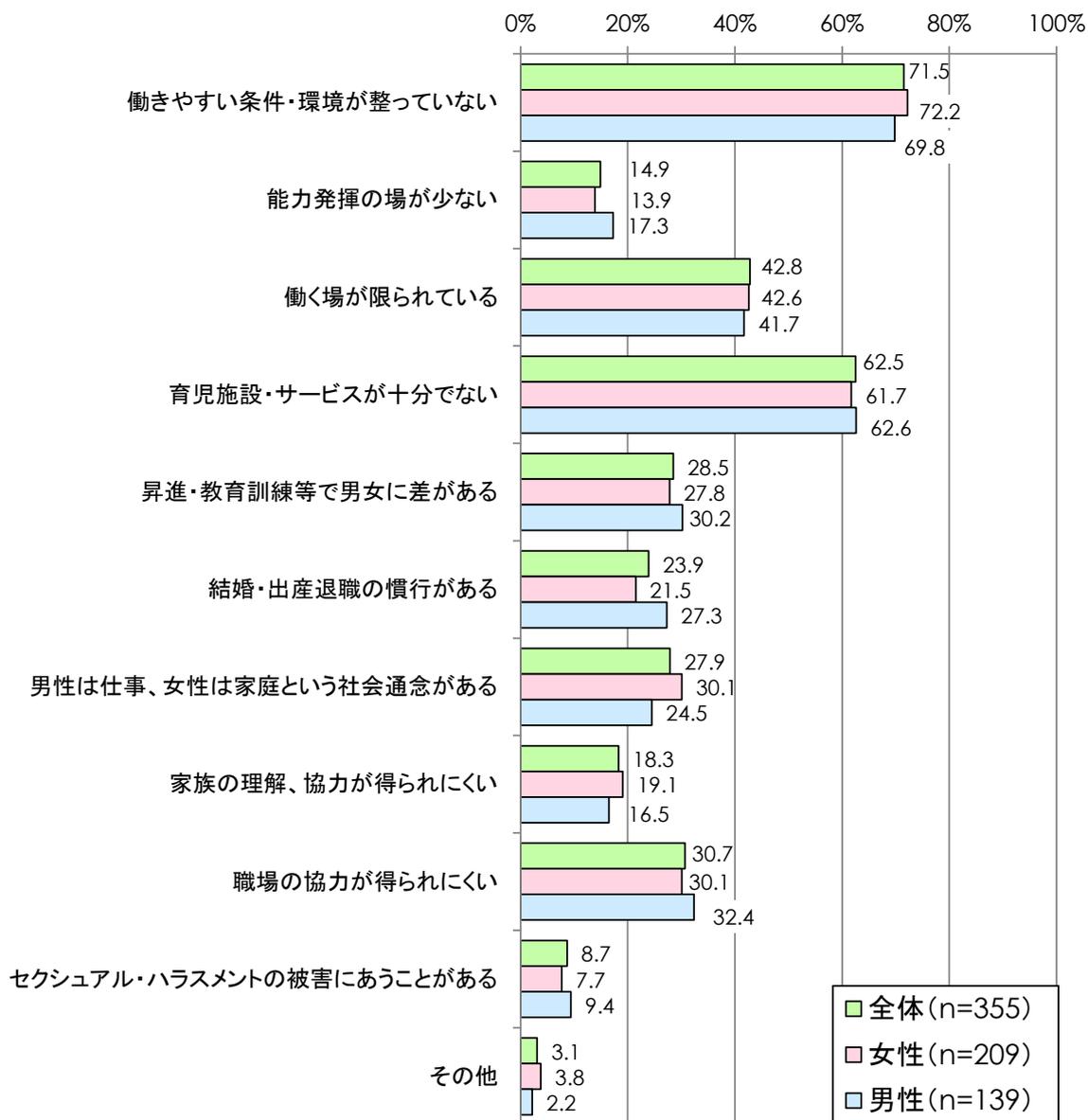
資料：徳島市 平成26年度「男女共同参画に関する市民意識調査」

図3—5 社会全体での女性の働きやすさについて（全体、性別）



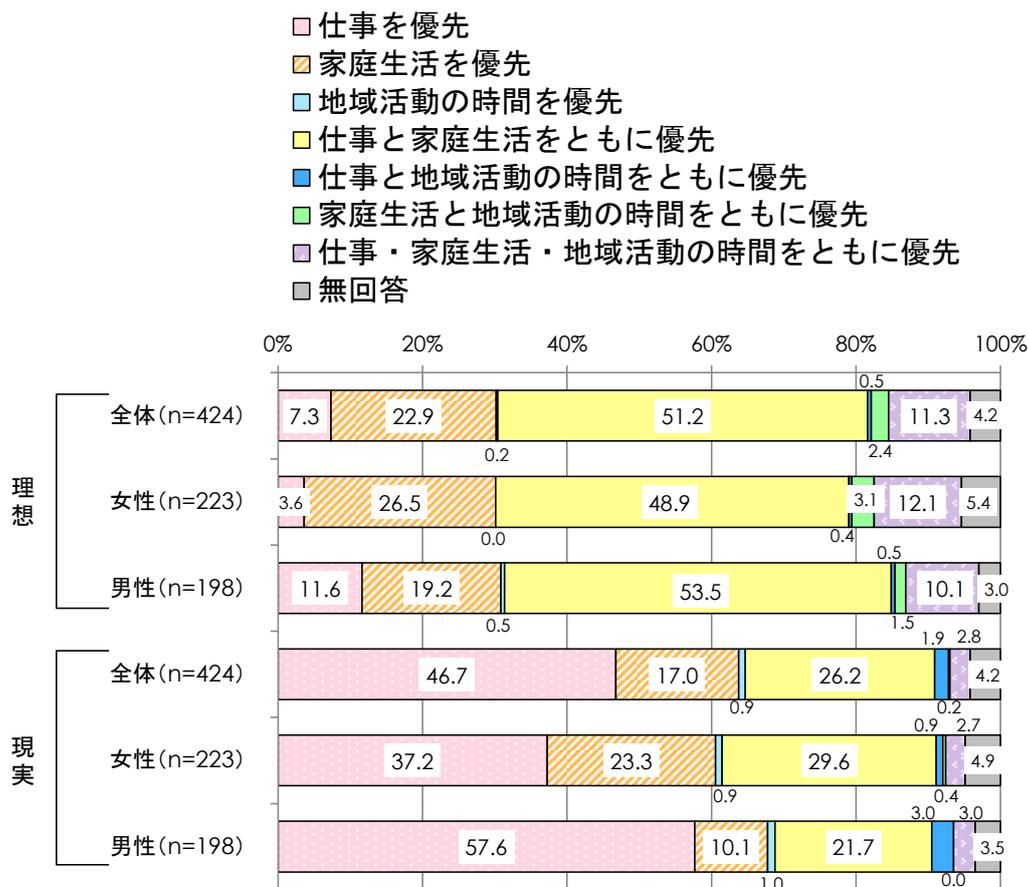
資料：徳島市 平成26年度「男女共同参画に関する市民意識調査」

図3—6 社会全体で女性が働きにくいと思う理由（全体、性別／複数回答）



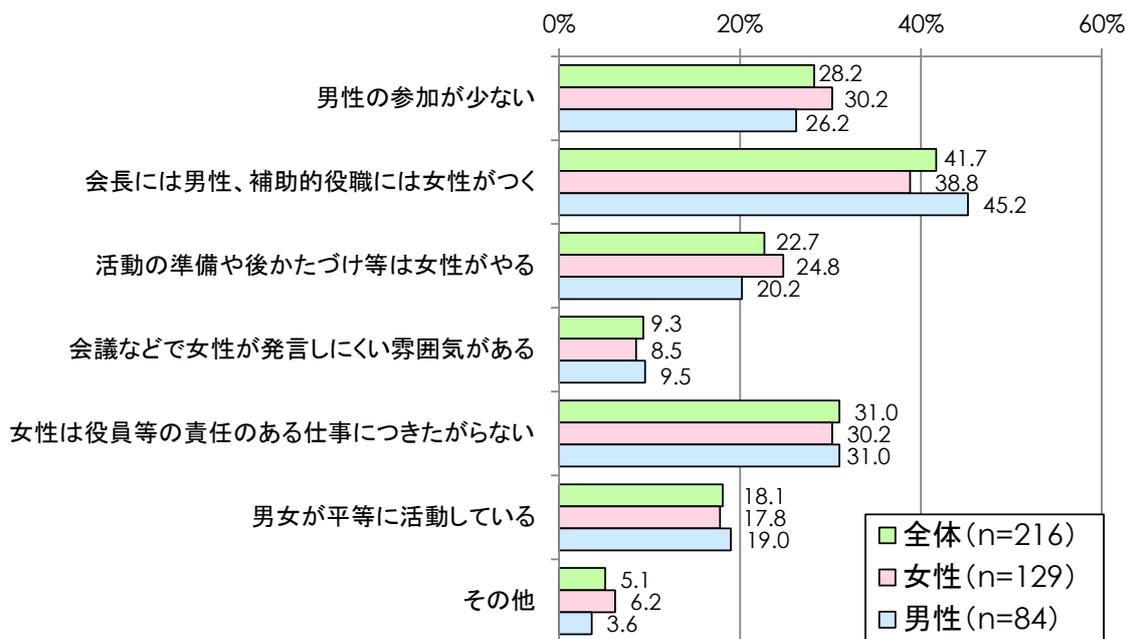
資料：徳島市 平成26年度「男女共同参画に関する市民意識調査」

図3—7 日常生活の優先度の理想と現実（全体、性別）



資料：徳島市 平成26年度「男女共同参画に関する市民意識調査」

図3—8 地域活動の現状について（全体、性別／複数回答）



資料：徳島市 平成26年度「男女共同参画に関する市民意識調査」

基本目標 9

就業の分野における男女共同参画の推進

女性活躍計画

雇用、企業等の分野においては、女性の社会進出、働き方が多様化していく中で、男女の雇用機会の均等や平等な待遇の確保を図り、男女がともに能力を発揮して働き続けられるために、「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「女性活躍推進法」等関係法令の趣旨の周知と普及・啓発に努め、男女が対等なパートナーとして働くことができる環境づくりを進めます。

施策の方向と具体的施策

(1) 男女雇用機会均等のさらなる推進

- 男女雇用機会均等法、関係法令等の周知・啓発
- 職場等における男女平等の促進
- 労働・雇用に関する相談、情報の提供
- 企業等事業主に対する支援

指標と数値目標

| 指標                   | 現状値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 34 年度) |
|----------------------|-------------------|-------------------|
| 「男女雇用機会均等法」という用語の認知度 | ※ 69.8%           | 100%              |

※平成 26 年度・市民意識調査結果による

(2) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備

- 職場環境の整備促進
- 勤労者福祉の支援
- 再就職の支援

指標と数値目標

| 指標                    | 現状値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 34 年度) |
|-----------------------|-------------------|-------------------|
| ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金受給者数 | 17人               | 30人               |

## 基本目標 10

## 男女の職業生活と家庭生活の両立支援

女性活躍計画

男女がともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るためには、長時間労働や過剰なストレスから解放されるよう、就労環境の整備が不可欠です。

そのため、お互いを尊重しながら仕事と家庭生活のバランスを図り、いきいきと暮らしていくことができるよう、男性の家庭生活への積極的な参画を促すとともに、子育て環境の整備や、働き方の見直し等により、仕事と家庭生活の両立を可能にできるように努めます。

## 施策の方向と具体的施策

## (1) 子育て環境の整備

- 親と子の健康の確保及び増進
- 子どもの成長に資する教育環境の整備
- 子どもの安全の確保
- 育児不安への対応
- 子育てに伴う経済的負担の軽減
- 子育てを支援する生活環境の整備

## 指標と数値目標

| 指標              | 現状値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 34 年度) |
|-----------------|-------------------|-------------------|
| 延長保育の利用可能人数     | 1, 791人           | 2, 279人           |
| 一時預かり事業の利用可能量   | 29, 795人日         | 37, 394人日         |
| 病児保育事業の利用可能量    | 9, 261人日          | 10, 825人日         |
| 保育所待機児童数        | 36人               | 0人                |
| 学童保育クラブの運営委託箇所数 | 39箇所              | 44箇所              |

(2) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

- ワーク・ライフ・バランスの推進
- 仕事と家庭生活の両立を可能にするための意識啓発等の推進
- 介護・子育てと仕事や社会活動の両立支援

指標と数値目標

| 指 標                     | 現状値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 34 年度) |
|-------------------------|-------------------|-------------------|
| 「ワーク・ライフ・バランス」という用語の認知度 | ※56.3%            | 100%              |
| 「育児・介護休業法」という用語の認知度     | ※61.6%            | 100%              |
| 地域包括支援センター事業相談延べ件数      | 36,710件           | 37,000件           |
| ファミリー・サポート・センターの利用件数    | 6,025件            | 6,000件            |

※平成 26 年度・市民意識調査結果による



## 基本目標 11

## 地域における男女共同参画の推進

地域住民活動については、男女がともに生涯学習やボランティア活動をはじめ、各種地域活動に参加しやすい環境づくりに努めるとともに、男女共同参画の視点に立って行われるよう、各種団体との連携や協働を視野に入れて、効果的な情報発信や研修、交流の場の提供等の働きかけを行います。

また、地域団体における方針決定の場への女性の参画を促進するため、あらゆる機会・媒体を活用した啓発活動に努めます。

## 施策の方向と具体的施策

## (1) 地域社会における男女共同参画の推進

- コミュニティ活動への支援
- 地域活動リーダーの育成
- 環境リーダー活動の支援と協働
- 出前環境教室の開催
- 消費者教育及び情報提供の推進
- 地域福祉団体との連携
- ボランティア活動等への参画促進

## 指標と数値目標

| 指標                    | 現状値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 34 年度) |
|-----------------------|-------------------|-------------------|
| 男性のためのいきいき家庭生活講座の参加者数 | 74人               | 100人              |
| 消費生活講座の男性参加者割合        | 15%               | 30%               |
| コミュニティ協議会の女性役員割合      | 23.8%             | 30%               |



## 基本方向Ⅳ 心豊かに暮らせるための生活環境づくり

めざすべき男女共同参画社会とは、性別・年齢や障害の有無等にかかわらず、だれもが人として心豊かに暮らせる社会です。このような社会の実現をめざして、一人ひとりが多様な生き方を選択できるような福祉サービス等の充実を図ることが求められています。

ところで、平成26年度の市民意識調査によると、家族の介護・看護の役割分担について、「主に自分」という回答が、女性で43.1%、男性で2.5%となっており、女性が中心に担っているという現状があります。しかし少子高齢化の進展や単身世帯の増加などに伴い、今後は男性も含め一人ひとりが、主体的にこれらの役割を担っていくことが必要となってきています。

その一方で、介護に携わる家族や近隣の援助者に対する精神的、身体的、経済的負担の軽減を図る施策の推進が重要ですが、そのためには総合的に相談、支援できる機関等の充実や周知・広報に努め、必要なサービスを円滑に利用できる環境を整備することが課題です。

また、生涯にわたり健康で快適な生活を送ることは、だれもが望んでいることですが、生活様式の多様化や少子高齢化社会の進展などによる社会環境の変化は、市民の健康にも大きな影響をもたらしています。

特に女性には妊娠や出産のための機能が備わっており、乳がんや子宮がんの発症、高齢出産の増加など、ライフステージに応じて男性とは異なる病気や健康上の問題等があるため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点から、心身両面における健康支援や相談体制の充実など、総合的な取組みが求められています。

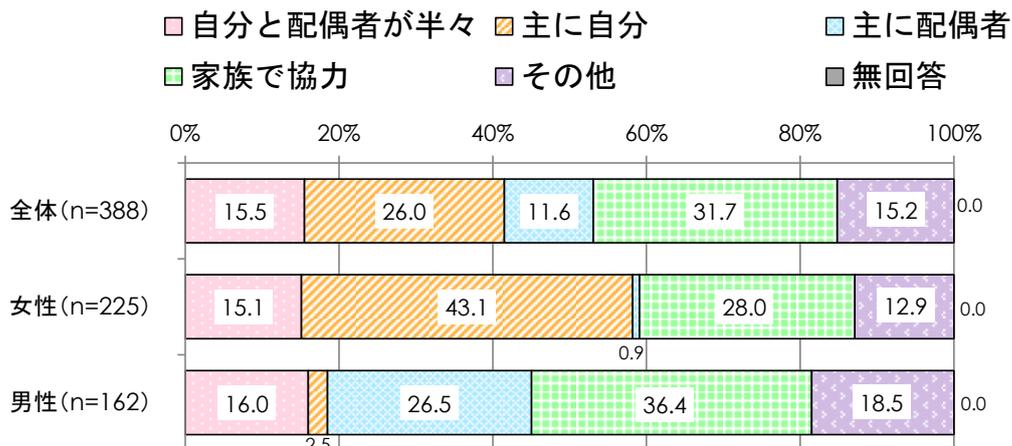
一方、男性は女性に比較して、喫煙率や飲酒率が高い傾向にあり、生活習慣病やガンなどに対するリスクも高くなると考えられることから、ライフスタイルに応じた支援も必要です。

また、県下の自殺者については約7割が男性で、特に40歳以上で7割以上を占めており、仕事優先の生活や昨今の厳しい雇用・経済情勢の中で、ストレス等の負担を感じている人が多いと考えられます。そのため、このようなストレスによる心の健康も大きな問題であり、メンタルヘルス対策の取組みも重要です。

このようなことから、女性も男性も一人ひとりがそれぞれの身体的特徴を十分に理解し合い、お互いに思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提であり、それに対して心身両面からの健康支援や相談体制の充実など、総合的な施策の推進に努めます。

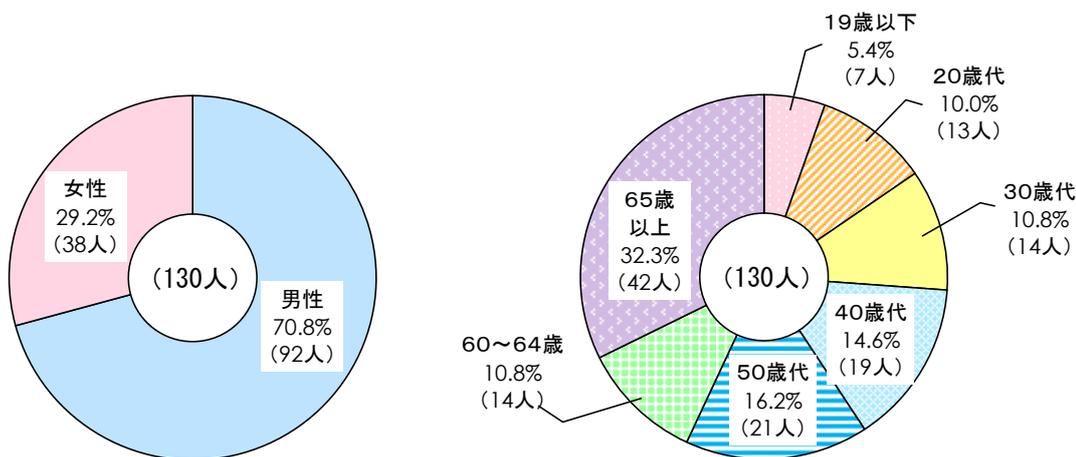


図4—1 夫婦の役割分担の現実 「家族の看護・介護」(全体、性別)



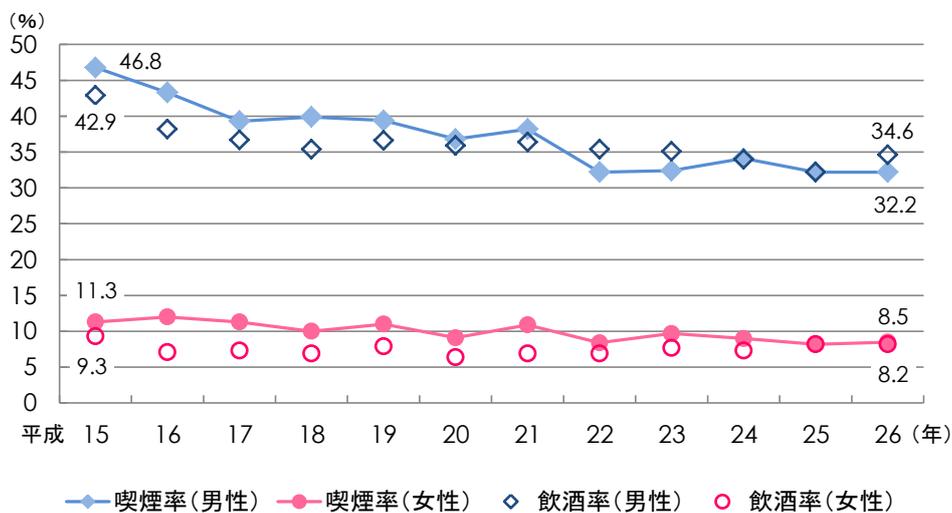
資料：徳島市 平成26年度「男女共同参画に関する市民意識調査」

図4—2 平成27年 県内自殺者数について(性別、年齢別)



資料：平成27年 警察庁・徳島県警データ 速報値

図4—3 喫煙率及び飲酒率の推移(性別)



資料：平成15年~26年度 厚生労働省「国民健康・栄養調査」

## 基本目標 12

## 高齢者・障害者等の福祉の充実

高齢者・障害者等がいきいきと自立した生活が送れるよう、介護・福祉サービス等の充実と質の向上を図り、社会全体で支えていく体制づくりを推進します。

また、豊富な知識や経験を持つ高齢者・障害者等が、社会の担い手として活躍できるよう、社会活動への参加促進などを図り、だれもが住み慣れた地域の中で、安心して暮らせる環境づくりに努めます。

## 施策の方向と具体的施策

## (1) 介護・福祉サービスの充実

- 在宅・施設サービスの充実
- 適正な介護等給付の推進

## 指標と数値目標

| 指標                  | 現状値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 34 年度) |
|---------------------|-------------------|-------------------|
| 要介護等認定者の高齢者人口に対する割合 | 22.4%             | 25.0%             |

## (2) 健やかな生活の充実

- 介護予防等の推進
- 健康づくりの推進

## 指標と数値目標

| 指標                | 現状値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 34 年度) |
|-------------------|-------------------|-------------------|
| 元気高齢者づくり事業利用者延べ人数 | 28,155人           | 30,000人           |

## (3) 住みよい環境等の充実

- 地域の支援体制・ネットワークづくりの推進
- 住居の改善等の支援

## 指標と数値目標

| 指 標       | 現状値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 34 年度) |
|-----------|-------------------|-------------------|
| 認知症サポーター数 | 10,379人           | 12,300人           |

## (4) 心豊かな生活の充実

- 社会参加の促進
- 生きがいつくりの推進
- 就労への支援

## 指標と数値目標

| 指 標  | 現状値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 34 年度) |
|--|-------------------|-------------------|
| 障害者のグループホームの利用者数                                   | 148人              | 180人              |
| 障害者へのバス無料乗車券交付者数                                   | 11,758人           | 14,800人           |
| 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業<br>派遣就業延べ人数<br>(シルバー人材センターへの支援) | 29,528人           | 35,000人           |
| 高齢者文化活動の参加者数<br>(老人クラブとの協働)                        | 2,900人            | 3,000人            |



基本目標 13

生涯を通じた健康づくりの推進

男女とも生涯にわたり心豊かに健康に暮らせるよう、保健・医療・福祉等の関係機関や団体と連携し、一人ひとりのライフステージに応じた健康支援を進めます。そのために、健康診査や健康相談体制の充実、運動習慣やストレス防止等に関する啓発活動の推進、性差に応じた医療の啓発等に努めます。

施策の方向と具体的施策

(1) 生涯にわたる健康づくり対策の充実

- 健康診査の充実
- 特定健康診査・特定保健指導の実施
- 母子保健の充実
- 生活習慣病予防の啓発
- 介護予防普及啓発
- 地域介護予防活動支援の実施
- 性感染症予防対策の充実

指標と数値目標

| 指 標            | 現状値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 34 年度) |
|----------------|-------------------|-------------------|
| 生活習慣病予防教室の参加者数 | 1, 4 5 3 人        | 1, 6 5 0 人        |
| 特定健康診査受診率      | 3 2. 8 %          | 6 0 %             |

(2) 健康づくりの意識啓発

- 健康づくり情報の提供
- 健康手帳の交付
- 母子健康手帳の交付
- 健康づくり啓発イベントの開催

指標と数値目標

| 指 標      | 現状値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 34 年度) |
|----------|-------------------|-------------------|
| 健康手帳の交付数 | 1, 6 0 7 冊        | 1, 8 0 0 冊        |

# 第5章 プランの推進



## 男女共同参画実現のための仕組みづくり

男女共同参画の視点に基づく施策を推進するため、庁内の推進体制を充実するとともに、関係諸機関や市民、事業者、NPO等との連携・協働を一層深め、男女共同参画実現に向けた諸施策を総合的に推進します。

### 庁内の推進体制の充実

- (1) 男女共同参画プラン推進本部の設置
- (2) 施策の推進状況の把握、評価の検証
- (3) 職員の意識啓発

#### 指標と数値目標

| 指標            | 現状値<br>(平成27年度) | 目標値<br>(平成34年度) |
|---------------|-----------------|-----------------|
| 男性市職員の育児休業取得率 | 3.8%            | 8%              |
| 男女共同参画の研修実施回数 | 6回              | 6回              |

### 市民・関係団体等との協働の推進

- (1) NPO・ボランティア等との協働の推進
- (2) 市民との情報の共有

#### 指標と数値目標

| 指標                   | 現状値<br>(平成27年度) | 目標値<br>(平成34年度) |
|----------------------|-----------------|-----------------|
| 市民活力開発センター来館者数       | 8,029人          | 10,000人         |
| 福祉活動を目的としたNPO法人数(団体) | 79団体            | 107団体           |
| 市民協働事業数              | 3事業             | 9事業             |

## 指標と数値目標

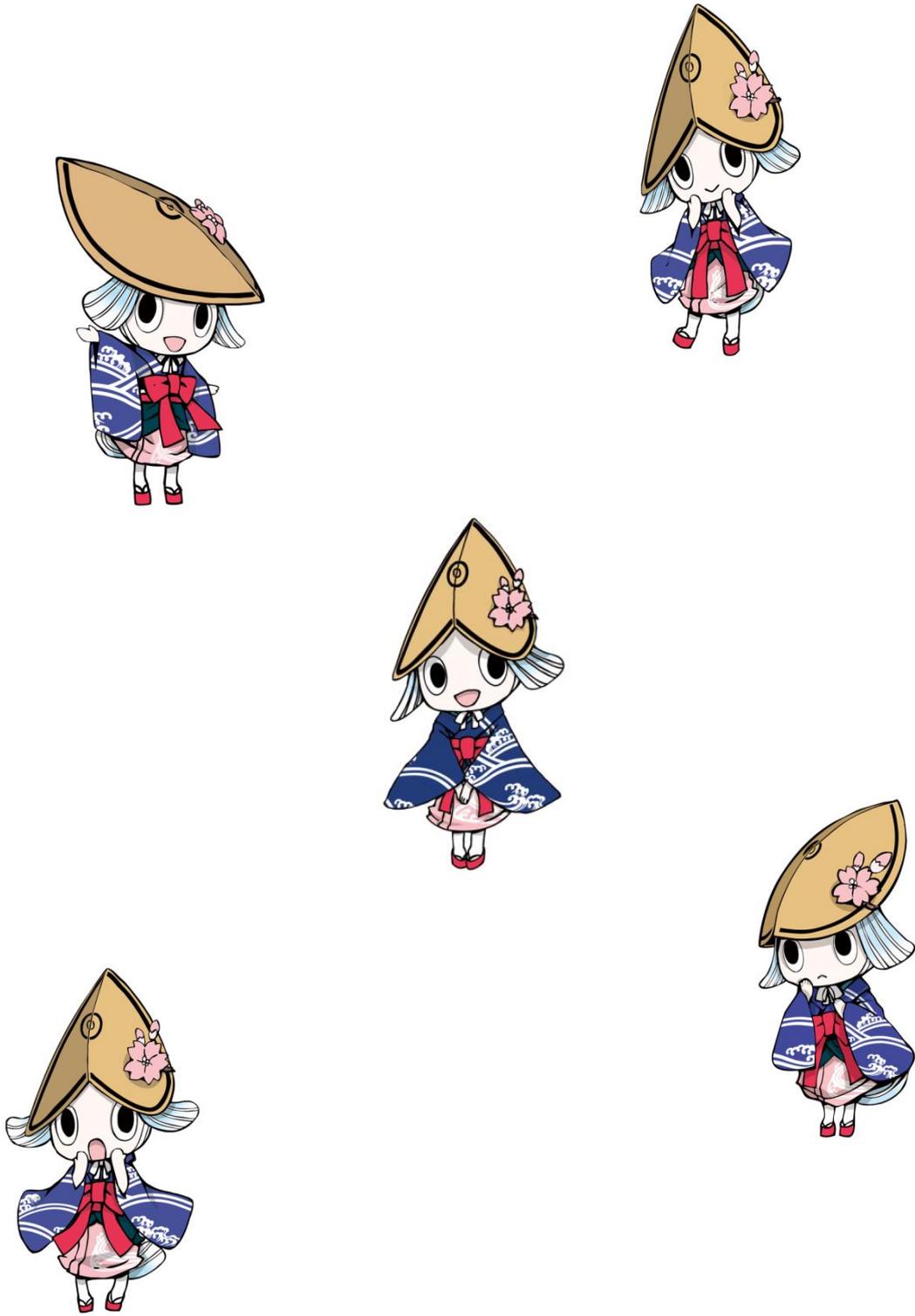
※については、平成26年度「男女共同参画に関する市民意識調査」による結果

| 指標名                              |                                    | 現状値<br>(平成27年度) | 目標値<br>(平成34年度) |
|----------------------------------|------------------------------------|-----------------|-----------------|
| <b>基本方向Ⅰ 人権の尊重と男女平等の意識づくり</b>    |                                    |                 |                 |
| <b>基本目標1 男女共同参画の視点に立った意識啓発</b>   |                                    |                 |                 |
| 1                                | 本市主催の人権教育・啓発に関する啓発事業等への参加者数        | 45,223人         | 48,500人         |
| 2                                | 男女共同参画イベント「フェスティバルあい」講演会の参加者数      | 305人            | 400人            |
| 3                                | 男女共同参画情報誌「シンフォニー」の発行               | 5,000部          | 5,000部          |
| 4                                | 市女性センターにおける男女共同参画に関する図書・DVDの貸出登録者数 | 333人            | 435人            |
| <b>基本目標2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実</b> |                                    |                 |                 |
| 5                                | 人権学習機会の提供                          | 10回             | 22回             |
| 6                                | すくらむ学級の開催                          | 209回            | 250回            |
| 7                                | 男女共同参画地域学習会の参加人数                   | 296人            | 500人            |
| 8                                | 市女性センターにおける男女共同参画登録団体数             | 48団体            | 55団体            |
| <b>基本目標3 あらゆる暴力の根絶【DV防止基本計画】</b> |                                    |                 |                 |
| 9                                | DV（配偶者等からの暴力）という言葉を知っている人の割合       | ※ 83.7%         | 100%            |
| 10                               | DV相談窓口について「知っているところはない」と回答した人の割合   | ※ 18.2%         | 0%              |
| 11                               | DV防止に関する啓発パンフレットの配布                | 750部            | 1,500部          |
| 12                               | セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の実施           | 4回              | 8回              |
| 13                               | 防犯委員の人数                            | 315人            | 319人            |
| 14                               | 防犯灯の電気料金補助灯数                       | 11,767灯         | 12,600灯         |
| <b>基本目標4 相談体制の整備【DV防止基本計画】</b>   |                                    |                 |                 |
| 15                               | 市女性センターにおける男女平等の視点に立った相談の実施        | 418件            | 500件            |
| 16                               | 関係機関によるネットワーク会議の開催                 | —               | 3回              |

| 指 標 名   |                                  | 現状値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 34 年度) |
|---|----------------------------------|-------------------|-------------------|
| <b>基本方向Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進</b>                |                                  |                   |                   |
| <b>基本目標 5 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大【女性活躍推進計画】</b>   |                                  |                   |                   |
| 17  | 市の審議会等における女性委員の割合                | 26.4%             | 40%               |
| 18  | 本市における女性職員の管理職に占める割合             | 9.8%              | 16.0%             |
| 19  | 男女共同参画イベント<br>「フェスティバルあい」参加団体数   | 22 団体             | 30 団体             |
| <b>基本目標 6 経済・産業分野等における男女共同参画の推進【女性活躍推進計画】</b> |                                  |                   |                   |
| 20  | 女性認定農業者数                         | 11 人              | 25 人              |
| 21  | 女性農業委員の割合                        | 5.8%              | 10%               |
| 22  | 阿波女あきんど塾の活動回数                    | 15 回              | 15 回              |
| 23  | 徳島商工会議所女性会の会員数                   | 131 人             | 140 人             |
| 24  | 創業支援者のうちの女性創業者数                  | 9 人               | 12 人              |
| 25  | 観光ガイドボランティアの女性登録人数               | 62 人              | 62 人              |
| <b>基本目標 7 国際的視点に立った男女共同参画の推進</b>              |                                  |                   |                   |
| 26  | 市国際交流協会の会員数                      | 214 人             | 270 人             |
| 27  | 外国人相談事業における相談解決の割合（満足度）          | 90%               | 100%              |
| 28  | 外国語版母子手帳の交付                      | 8 件               | 10 件              |
| <b>基本目標 8 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立</b>            |                                  |                   |                   |
| 29  | 災害時ボランティアコーディネーター養成講座の<br>累計受講者数 | 53 人              | 250 人             |
| 30  | 市民防災研修会 参加人数                     | 215 人             | 250 人             |
| 31  | 市民防災研修会 女性参加割合                   | 15%               | 30%               |
| 32  | 徳島市の女性防災士人数                      | 4 人               | 40 人              |

| 指 標 名                                      |                         | 現状値<br>(平成 27 年度) | 目標値<br>(平成 34 年度) |
|--|-------------------------|-------------------|-------------------|
| <b>基本方向Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり</b>              |                         |                   |                   |
| <b>基本目標 9 就業の分野における男女共同参画の推進【女性活躍推進計画】</b> |                         |                   |                   |
| 33   | 「男女雇用機会均等法」という用語の認知度    | ※ 69.8%           | 100%              |
| 34   | ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金受給者数   | 17 人              | 30 人              |
| <b>基本目標 10 男女の職業生活と家庭生活の両立支援【女性活躍推進計画】</b> |                         |                   |                   |
| 35   | 延長保育の利用可能人数             | 1,791 人           | 2,279 人           |
| 36   | 一時預かり事業の利用可能量           | 29,795 人日         | 37,394 人日         |
| 37   | 病児保育事業の利用可能量            | 9,261 人日          | 10,825 人日         |
| 38   | 保育所待機児童数                | 36 人              | 0 人               |
| 39   | 学童保育クラブの運営委託箇所数         | 39 箇所             | 44 箇所             |
| 40   | 「ワーク・ライフ・バランス」という用語の認知度 | ※ 56.3%           | 100%              |
| 41   | 「育児・介護休業法」という用語の認知度     | ※ 61.6%           | 100%              |
| 42   | 地域包括支援センター事業相談延べ件数      | 36,710 件          | 37,000 件          |
| 43   | ファミリー・サポート・センターの利用件数    | 6,025 件           | 6,000 件           |
| <b>基本目標 11 地域における男女共同参画の推進</b>             |                         |                   |                   |
| 44   | 男性のためのいきいき家庭生活講座の参加者数   | 74 人              | 100 人             |
| 45   | 消費生活講座の男性参加者割合          | 15%               | 30%               |
| 46   | コミュニティ協議会の女性役員割合        | 23.8%             | 30%               |

| 指標名                             |  | 現状値<br>(平成27年度) | 目標値<br>(平成34年度) |
|---------------------------------|--|-----------------|-----------------|
| <b>基本方向Ⅳ 心豊かに暮らせるための生活環境づくり</b> |  |                 |                 |
| <b>基本目標12 高齢者・障害者等の福祉の充実</b>    |  |                 |                 |
| 47                              | 要介護等認定者の高齢者人口に対する割合                            | 22.4%           | 25.0%           |
| 48                              | 元気高齢者づくり事業利用者延べ人数                              | 28,155人         | 30,000人         |
| 49                              | 認知症サポーター数                                      | 10,379人         | 12,300人         |
| 50                              | 障害者のグループホームの利用者数                               | 148人            | 180人            |
| 51                              | 障害者へのバス無料乗車券交付者数                               | 11,758人         | 14,800人         |
| 52                              | 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業<br>派遣就業延べ人数（シルバー人材センターへの支援） | 29,528人         | 35,000人         |
| 53                              | 高齢者文化活動の参加者数（老人クラブとの協働）                        | 2,900人          | 3,000人          |
| <b>基本目標13 生涯を通じた健康づくりの推進</b>    |  |                 |                 |
| 54                              | 生活習慣病予防教室の参加者数                                 | 1,453人          | 1,650人          |
| 55                              | 特定健康診査受診率                                      | 32.8%           | 60%             |
| 56                              | 健康手帳の交付数                                       | 1,607冊          | 1,800冊          |
| <b>男女共同参画実現のための仕組みづくり</b>       |  |                 |                 |
| <b>庁内推進体制の充実</b>                |  |                 |                 |
| 57                              | 男性市職員の育児休業取得率                                  | 3.8%            | 8%              |
| 58                              | 男女共同参画の研修実施回数                                  | 6回              | 6回              |
| <b>市民・関係団体等との協働の推進</b>          |  |                 |                 |
| 59                              | 市民活力開発センター来館者数                                 | 8,029人          | 10,000人         |
| 60                              | 福祉活動を目的としたNPO法人数（団体）                           | 79団体            | 107団体           |
| 61                              | 市民協働事業数  | 3事業             | 9事業             |



# 参 考 資 料



|  |    |
|--|----|
| * 男女共同参画社会基本法                            | 49 |
| * 配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する法律<br>(DV防止法) | 54 |
| * 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律<br>(女性活躍推進法)    | 65 |
| * 男女共同参画のあゆみ (世界・日本・徳島県・徳島市)             | 74 |
| * 第3次徳島市男女共同参画プラン策定の経緯                   | 77 |
| * 徳島市男女共同参画プラン策定市民会議設置要綱                 | 78 |
| * 徳島市男女共同参画プラン策定市民会議委員名簿                 | 80 |
| * 男女共同参画関連用語解説                           | 81 |

## 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日 法律第 78 号  
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日 法律第 160 号

### 目次

#### 前文

#### 第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

#### 第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

#### 第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### （男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
  - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
  - 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。  
(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。  
(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。  
(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。  
(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。  
(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。  
(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
  - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
  - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成11年7月16日法律第102号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

## 配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

平成 13 年 4 月 13 日 法律第 31 号  
最終改正 平成 26 年 4 月 23 日 法律第 28 号

### 目次

#### 前文

#### 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

#### 第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等（第 2 条の 2・第 2 条の 3）

#### 第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等（第 3 条—第 5 条）

#### 第 3 章 被害者の保護（第 6 条—第 9 条の 2）

#### 第 4 章 保護命令（第 10 条—第 22 条）

#### 第 5 章 雑則（第 23 条—第 28 条）

#### 第 5 章の 2 補則（第 28 条の 2）

#### 第 6 章 罰則（第 29 条・第 30 条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第 1 章 総則

#### （定義）

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

#### 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

#### 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- (1) 面会を要求すること。
  - (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第 11 条 前条第 1 項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないときは又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第 1 項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地  
(保護命令の申立て)

第 12 条 第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- (3) 第 10 条第 3 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (4) 第 10 条第 4 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治 41 年法律第 53 号）第 58 条ノ 2 第 1 項 の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第 13 条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第 14 条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第 12 条第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第 12 条第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが 2 以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第 16 条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前 2 項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を取り消す場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第 4 項の規定による通知がされている保護命令について、第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第 3 項の規定は、第 3 項及び第 4 項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第 10 条第 1 項第 1 号又は第 2 項から第 4 項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して 3 月を経過した後において、同条第 1 項第 2 号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して 2 週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第 6 項の規定は、第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- (2) 第 3 条第 3 項第 3 号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- (3) 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 1 号及び第 2 号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの
- (2) 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

## 第 5 章の 2 補則

(この法律の準用)

第 28 条の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|  |               |  |
|--|---------------|--|
| 第 2 条  | 被害者           | 被害者(第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。) |
| 第 6 条第 1 項                                       | 配偶者又は配偶者であった者 | 同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者            |
| 第 10 条第 1 項から第 4 項まで、<br>第 11 条第 2 項第 2 号、第 12 条 | 配偶者           | 第 28 条の 2 に規定する関係にある相手                         |

|                        |                      |                      |
|------------------------|----------------------|----------------------|
| 第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項 |                      |                      |
| 第10条第1項                | 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 | 第28条の2に規定する関係を解消した場合 |

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成16年6月2日法律第64号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成 19 年 7 月 11 日法律第 113 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 7 月 3 日法律第 72 号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中次世代育成支援対策推進法附則第 2 条第 1 項の改正規定並びに附則第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条並びに第 19 条の規定 公布の日
- (2) 第 2 条並びに附則第 3 条、第 7 条から第 10 条まで、第 12 条及び第 15 条から第 18 条までの規定 平成 26 年 10 月 1 日

（政令への委任）

第 19 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成 27 年 9 月 4 日 法律第 64 号

### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 基本方針等（第 5 条・第 6 条）
- 第 3 章 事業主行動計画等
  - 第 1 節 事業主行動計画策定指針（第 7 条）
  - 第 2 節 一般事業主行動計画（第 8 条—第 14 条）
  - 第 3 節 特定事業主行動計画（第 15 条）
  - 第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表（第 16 条・第 17 条）
- 第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第 18 条—第 25 条）
- 第 5 章 雑則（第 26 条—第 28 条）
- 第 6 章 罰則（第 29 条—第 34 条）
- 附則

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### （基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第1項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第3章 事業主行動計画等

#### 第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第2節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

(1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第 5 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第 5 条の 4、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 48 条の 3、第 48 条の 4、第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の 2 の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 12 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 2 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 2 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 12 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 13 条 公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第 14 条 国は、第 8 条第 1 項若しくは第 7 項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第 3 節 特定事業主行動計画

第 15 条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第 2 号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

#### 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第 21 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第 22 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第 23 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第 18 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 18 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第 24 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第 25 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第 5 章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 26 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第 27 条 第 8 条から第 12 条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第4項の規定に違反した者
- (2) 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項の規定に違反した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

- 2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 参考資料

(社会保険労務士法の一部改正)

第5条 社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)の一部を次のように改正する。

別表第1第20号の25の次に次の1号を加える。

20の26 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)

(内閣府設置法の一部改正)

第6条 内閣府設置法(平成11年法律第89号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項の表に次のように加える。

|            |  |
|------------|--|
| 平成38年3月31日 | 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第5条第1項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。 |
|------------|--|

## 男女共同参画のあゆみ（世界・日本・徳島県・徳島市）

| 年                   | 世界の動き  | 国内の動き   | 徳島県の動き  | 徳島市の動き  |
|---------------------|--|---|---|---|
| 昭和 50 年<br>(1975 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>国際婦人年世界会議開催（メキシコシティ）</li> <li>「世界行動計画」採択</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>総理府に「婦人問題企画推進本部」「婦人問題担当室」設置</li> </ul>                               |   |   |
| 昭和 52 年<br>(1977 年) |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「国内行動計画」策定</li> </ul>  |   |   |
| 昭和 53 年<br>(1978 年) |  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人行政連絡会議」設置</li> </ul>  |   |
| 昭和 54 年<br>(1979 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>国連第 34 回総会開催「女子差別撤廃条約」採択</li> </ul>                               |   |   |   |
| 昭和 55 年<br>(1980 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の十年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン）</li> </ul>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>「女子差別撤廃条約」署名</li> </ul>  |   |   |
| 昭和 56 年<br>(1981 年) |  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人の生活実態と意識調査」実施</li> </ul>  |   |
| 昭和 57 年<br>(1982 年) |  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>企画調整部青少年婦人室に女性のための窓口設置</li> <li>「婦人問題懇話会」設置</li> </ul>                         |   |
| 昭和 58 年<br>(1983 年) |  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人問題協議会」設置</li> </ul>   |   |
| 昭和 59 年<br>(1984 年) |  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「徳島県婦人対策総合計画（女性ライブプラン）」策定</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>総務部企画調整課に「女性行政窓口」設置</li> </ul>                       |
| 昭和 60 年<br>(1985 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の十年」世界会議開催（ナイロビ）</li> <li>「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「男女雇用機会均等法」制定（昭和 61 年施行）</li> <li>「女子差別撤廃条約」批准</li> </ul>            |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「徳島市女性会議」設置</li> </ul>                               |
| 昭和 62 年<br>(1987 年) |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定</li> </ul>                                 |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「徳島市女性会議」提言</li> </ul>                               |
| 昭和 63 年<br>(1988 年) |  |   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人問題に関する市民意識調査」実施</li> </ul>                        |
| 平成元年<br>(1989 年)    |  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人の生活実態と意識調査」実施</li> </ul>  |   |
| 平成 2 年<br>(1990 年)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略勧告」採択</li> </ul>                                |   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>総務部企画調整課に「女性政策係」設置</li> </ul>                        |
| 平成 3 年<br>(1991 年)  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」第一次改定</li> <li>「育児休業法」制定（平成 4 年施行）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「徳島県女性対策総合計画（新女性ライブプラン）」策定</li> <li>「新女性ライブプラン推進計画（1991～1993 年度）」策定</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「徳島市女性行動計画策定懇談会」設置</li> </ul>                        |
| 平成 4 年<br>(1992 年)  |  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「企画調整部青少年女性室」「徳島県女性対策協議会」「徳島県女性行政連絡会議」に名称変更</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>「徳島市女性行動計画策定懇談会」提言</li> <li>「徳島市女性行動計画」策定</li> </ul> |
| 平成 5 年<br>(1993 年)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>世界人権会議開催（ウィーン）</li> <li>「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択</li> </ul>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>「パートタイム労働法」施行</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「新女性ライブプラン推進計画（1994～1997 年度）」策定</li> </ul>                                     |   |

| 年                   | 世界の動き  | 国内の動き  | 徳島県の動き  | 徳島市の動き  |
|---------------------|--|--|---|---|
| 平成 6 年<br>(1994 年)  |  | ・総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画推進審議会」「男女共同参画推進本部」設置                          |   |   |
| 平成 7 年<br>(1995 年)  | ・第 4 回世界女性会議開催(北京)<br>・「北京宣言及び行動綱領」採択            | ・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化等)<br>・「ILO 第 156 号条約」批准                      | ・「女性問題に関する意識調査」実施   | ・「女性問題職員意識調査」実施<br>・「女性の生き方相談」開始                |
| 平成 8 年<br>(1996 年)  |  | ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定  | ・「男女共同参画推進本部」設置   |   |
| 平成 9 年<br>(1997 年)  |  | ・「男女共同参画審議会」設置<br>・「男女雇用機会均等法」改正<br>・「介護保険法」公布<br>・「食料・農業・農林基本法」施行 | ・「徳島県女性総合計画(女と男(ひととひと)輝くとくしまプラン)」策定<br>・「企画調整部女性政策室」設置<br>・男女共同参画プラザ「はばたき」開設<br>・「徳島県男女協調週間」「徳島県男女協調の日」制定 |   |
| 平成 10 年<br>(1998 年) |  |  | ・「女性による県議会」実施   |   |
| 平成 11 年<br>(1999 年) |  | ・「改正男女雇用機会均等法」「改正育児・介護休業法」施行<br>・「男女共同参画社会基本法」施行                   |   |   |
| 平成 12 年<br>(2000 年) | ・国連特別総会「女性 2000 年会議」開催(ニューヨーク)<br>「政治宣言及び成果文章」採択 | ・「男女共同参画基本計画」策定  | ・「女性問題に関する意識調査」実施   | ・「徳島市女性センター」開設<br>・「女と男(ひととひと)生き方相談」開始          |
| 平成 13 年<br>(2001 年) |  | ・内閣府に「男女共同参画局」「男女共同参画会議」設置<br>・「DV 防止法」施行                          | ・「県民環境部男女共同参画推進チーム」設置   | ・「徳島市男女共同参画プラン策定懇話会」設置                          |
| 平成 14 年<br>(2002 年) |  |  | ・「県民環境部男女共同参画課」「徳島県男女共同参画会議」設置<br>・「徳島県男女共同参画推進条例」公布、施行   | ・「徳島市男女共同参画プラン策定懇話会」提言<br>・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 |
| 平成 15 年<br>(2003 年) |  | ・「次世代育成支援対策推進法」制定(平成 17 年施行)                                       | ・「とくしま男女共同参画実行プラン」策定<br>・「男女共同参画の推進に関する調査(DV 等実態調査)」実施  | ・「男女共同参画プラン・とくしま」策定                             |
| 平成 16 年<br>(2004 年) |  | ・「改正 DV 防止法」施行<br>・「DV 防止法に基づく基本方針」策定                              |   | ・「男女共同参画プラン・とくしま」推進計画策定                         |
| 平成 17 年<br>(2005 年) | ・第 49 回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)開催(ニューヨーク)    | ・「改正育児・介護休業法」施行<br>・「男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定                          | ・「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」策定  | ・女性センター事務室等をアミコビル 4 階に移転                        |
| 平成 18 年<br>(2006 年) |  |  | ・徳島県立男女共同参画交流センター「フレアとくしま」開設  |   |

| 年                   | 世界の動き  | 国内の動き   | 徳島県の動き  | 徳島市の動き   |
|---------------------|--|---|---|--|
| 平成 19 年<br>(2007 年) |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「改正男女雇用機会均等法」施行</li> <li>「DV 防止法」改正（平成 20 年施行）</li> </ul>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>「徳島県男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>   |  |
| 平成 20 年<br>(2008 年) |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「改正パートタイム労働法」施行</li> <li>「次世代育成支援対策推進法」改正（平成 21 年施行）</li> </ul>      |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画に関する市民意識調査」実施</li> </ul>                                   |
| 平成 21 年<br>(2009 年) |  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」改定</li> <li>「徳島県こども女性相談センター」開設</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「徳島市男女共同参画プラン策定市民会議」設置</li> </ul>                                 |
| 平成 22 年<br>(2010 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>第 54 回国連婦人の地位委員会（国連「北京+15」記念会合）開催（ニューヨーク）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画基本計画（第 3 次）」策定</li> </ul>                                     |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「徳島市男女共同参画プラン策定市民会議」提言</li> </ul>                                 |
| 平成 23 年<br>(2011 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」正式発足</li> </ul>  |   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画プラン・とくしま（第 2 次）」策定</li> </ul>                              |
| 平成 24 年<br>(2012 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択</li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「徳島県男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定</li> </ul>                                  |  |
| 平成 25 年<br>(2013 年) |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「DV 防止法」改正（平成 26 年施行）</li> <li>日本再興戦略の中核に「女性の活躍推進」を位置付け</li> </ul>   |   |  |
| 平成 26 年<br>(2014 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択</li> </ul>                                       |   |   |  |
| 平成 27 年<br>(2015 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>第 59 回国連婦人の地位委員会（国連「北京+20」記念会合）開催（ニューヨーク）</li> <li>第 3 回国連防災世界会議「仙台防災枠組 2015-2030」採択（仙台）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立</li> <li>「男女共同参画基本計画（第 4 次）」策定</li> </ul> |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画に関する市民意識調査」実施</li> </ul>                                   |
| 平成 28 年<br>(2016 年) |  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「徳島県男女共同参画基本計画（第 3 次）」策定</li> </ul>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「徳島市男女共同参画プラン策定市民会議」設置</li> <li>「徳島市男女共同参画プラン策定市民会議」提言</li> </ul> |
| 平成 29 年<br>(2017 年) |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「改正男女雇用機会均等法」施行</li> </ul>   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「第 3 次徳島市男女共同参画プラン」策定</li> </ul>                                  |

### 第3次徳島市男女共同参画プラン策定の経緯

|                       |   |
|-----------------------|---|
| <b>平成 27 (2015) 年</b> |   |
| 1 月                   | 男女共同参画市民意識調査の実施   |
| <b>平成 28 (2016) 年</b> |   |
| 4 月                   | 第1回徳島市男女共同参画プラン策定連絡会（庁内会議）の開催                             |
| 5 月                   | 第1回徳島市男女共同参画プラン策定市民会議の開催                                  |
| 7 月                   | 第2回徳島市男女共同参画プラン策定連絡会（庁内会議）の開催<br>第2回徳島市男女共同参画プラン策定市民会議の開催 |
| 9 月                   | 第3回徳島市男女共同参画プラン策定市民会議の開催                                  |
| 10 月                  | 第4回徳島市男女共同参画プラン策定市民会議の開催<br>第3次徳島市男女共同参画プラン策定についての提言      |
| 11 月                  | 第3回徳島市男女共同参画プラン策定連絡会（庁内会議）の開催                             |
| <b>平成 29 (2017) 年</b> |   |
| 1 月                   | 第3次徳島市男女共同参画プラン（案）及び同概要版（案）について<br>パブリック・コメントの実施          |
| 3 月                   | 第3次徳島市男女共同参画プランの策定（市民への公表）                                |

## 徳島市男女共同参画プラン策定市民会議設置要綱

### (目的)

第1条 男女共同参画社会基本法第14条の規程に基づき、徳島市男女共同参画プラン（以下「参画プラン」という。）の策定に伴う検討を行うにあたり、必要な助言を得るため、徳島市男女共同参画プラン策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 市民会議の協議事項は次のとおりとする。

- (1) 参画プランの策定に関する事。
- (2) その他目的を達成するために必要な事項。

### (組織)

第3条 市民会議は、委員15名以内をもって組織する。

### (委員)

第4条 委員は次に掲げる者のうちから、市長が任命又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 公募市民
- (4) その他市長が必要と認める者。

### (会長及び副会長)

第5条 市民会議に、会長及び副会長それぞれ1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総括し、市民会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (委員の任期)

第6条 委員の任期は第1条の目的を達成したときまでとする。

### (会議)

第7条 市民会議は、会長が必要に応じて召集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の出席を求め、又は他の方法で意見等を聞くことができる。

(事務局)

第8条 市民会議の事務局は、総務部女性センターに置く。

2 市民会議の庶務は事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は平成28年5月26日から施行する。

2 この要綱による最初の市民会議は、第7条第1項の規程にかかわらず、市長が招集する。

3 この要綱は、市民会議の目的が達成されたときに、その効力を失う。

## 徳島市男女共同参画プラン策定市民会議委員名簿

(50音順 敬称略)

| 氏名     | 所属・役職等               |
|--------|----------------------|
| 阿部 康二  | 公募委員                 |
| 檜原 照子  | 前徳島市農漁村女性組織連絡協議会会長   |
| 近藤 明子  | 四国大学経営情報学部講師         |
| 島田 和男  | 徳島市コミュニティ連絡協議会会長     |
| 高橋 良典  | 徳島商工会議所青年部会長         |
| 新田 みゆき | 前徳島市国公立幼稚園 PTA 連合会会長 |
| 原田 和恵  | 公募委員                 |
| 南 育広   | 徳島文理大学総合政策学部教授       |
| 箕浦 豊   | 徳島市社会福祉協議会常務理事       |
| 森 昌子   | 前徳島人権擁護委員協議会事務局長     |
| 山田 仁子  | 徳島大学総合科学部准教授         |
| 吉成 由美子 | 徳島市婦人連絡協議会会長         |

## 男女共同参画関連用語解説

| ア 行      |   |
|----------|---|
| UN Women | <p>既存のジェンダー関連4機関であるジェンダー問題事務総長特別顧問室(OSAGI)、女性の地位向上部(DAW)、国連婦人開発基金(UNIFEM)、国際婦人調査訓練研修所(INSTRAW)を統合して設立された、United Nations Entity for Gender Equality and Empowerment of Women(ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関)の略称。</p> <p>世界、地域、国レベルでのジェンダー平等と女性のエンパワメントに向けた活動をリード、支援、統合する役割を果たしている。</p> |
| 育児・介護休業法 | <p>正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。育児や家族の介護を行う労働者を支援する目的で、育児休業・介護休業、並びに子の看護休暇について定める法律。平成7(1995)年に育児休業法を改正して成立。その他に、対象労働者の時間外労働の制限、深夜残業の制限、支援措置など事業主が講ずべき措置などを定めている。</p>   |
| エンパワメント  | <p>力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。</p>   |
| カ 行      |   |
| 国際婦人年    | <p>昭和47(1972)年の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、昭和50(1975)年を国際婦人年とすることが決定された。また、昭和51(1976)年～昭和60(1985)年までの10年間を「国連婦人の十年」とした。</p>   |
| サ 行      |   |
| ジェンダー    | <p>「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。</p>   |

|  |   |
|--|---|
| <p>女子差別撤廃条約<br/>(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)</p> | <p>昭和 54 (1979) 年に国連総会で我が国を含む 130 か国の賛成によって採択され、昭和 56 (1981) 年に発効。我が国は昭和 60 (1985) 年に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。</p>   |
| <p>女性 2000 年会議</p>                             | <p>女性 2000 年会議は、平成 12 (2000) 年 6 月に国連特別総会としてニューヨークで開催された。会議には、約 180 か国から約 2,300 名の政府代表団及び参加資格を有する約 1,000 団体から約 2,000 名の NGO が参加した。この会議では、第 4 回世界女性会議で採択された北京行動綱領の実施状況の検討・評価が行われるとともに、更なる行動とイニシアティブの検討が行われ、その結果が「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(いわゆる成果文書)として取りまとめられた。</p>  |
| <p>ストーカー</p>                                   | <p>恋愛感情などの行為の感情やそれが満たされなかったことへの怨みなどの感情を充足する目的で、同一の者に対してつきまとい等を繰り返し行う者。平成 12 (2000) 年 11 月 24 日、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が施行された。</p>  |
| <p>セクシュアル・ハラスメント</p>                           | <p>男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成 16 (2004) 年 3 月)では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義している。</p> <p>なお、「人事院規則 10-10」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義している。</p> <p>また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」(平成 10 年労働省告示第 20 号)では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアルハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアルハラスメントと規定している。</p> |

|                            |  |
|----------------------------|--|
| <p>仙台防災枠組 2015-2030</p>    | <p>平成 27 (2015) 年 3 月に仙台で開催された第 3 回国連防災世界会議において採択された新たな国際的な防災の枠組。正式名称は、「Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030」。</p> <p>平成 17 (2005) 年の第 2 回国連防災世界会議において採択された兵庫行動枠組の後継となる枠組。事前の防災投資、「より良い復興 (Build Back Better)」、多様な主体の参画によるガバナンス、人間中心の予防的アプローチ、女性のリーダーシップの重要性等、日本が重視する点が盛り込まれた。</p> |
| <p><b>タ 行</b></p>          |  |
| <p>男女共同参画社会</p>            | <p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。</p>   |
| <p>男女雇用機会均等法</p>           | <p>正式名称は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とした法律。</p>   |
| <p>ドメスティック・バイオレンス (DV)</p> | <p>配偶者 (事実婚、元配偶者を含む) や恋人など、親しい関係にある (または、親しい関係にあった) 人から受ける身体的、精神的な暴力のことで、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力、行動の制限などの社会的暴力も含まれる。</p>  |
| <p><b>ハ 行</b></p>          |  |
| <p>ファミリー・サポート・センター</p>     | <p>子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員になり、仕事や急な用事で子どもの世話ができない時に、会員間で子育ての手助けを行う組織。</p>   |
| <p><b>マ 行</b></p>          |  |
| <p>マタニティ・ハラスメント</p>        | <p>妊娠や出産をきっかけに、職場や公共の場などで不当な扱いを受けること。例えばそれまで正社員として働いていたのに、妊娠を告げたことで、会社からパートやアルバイトへの変更を薦められたり、会社を辞めることを薦められたり、産休が明けて会社に戻ろうとしたら断られるなど。</p>   |
| <p>メディア・リテラシー</p>          | <p>メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の 3 つを構成要素とする複合的な能力のこと。</p>  |

| ラ 行                                 |  |
|-------------------------------------|--|
| ライフスタイル                             | 生活様式のこと。衣食住だけでなく、交際や娯楽なども含む暮らしぶり。さらには生活に対する考え方や習慣なども含まれ、文化とほぼ同じ意味を持っている。   |
| ライフステージ                             | 人の一生を、幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などに区切ったそれぞれの段階。   |
| リプロダクティブ・ヘルス／ライツ<br>(性と生殖に関する健康と権利) | <p>リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。</p> <p>また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。</p> |
| ワ 行                                 |  |
| ワーク・ライフ・バランス                        | 仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態をいう。  |

### 第3次 男女共同参画プラン・とくしま

～ひとりひとりが輝く社会をめざして～

平成 29 年 3 月 発行

発 行 徳島市

編 集 徳島市女性センター

〒770-0834

徳島市元町1丁目24番地 アミコビル4階

TEL 088-624-2611 FAX 088-624-2612

